

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年12月 5日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年12月 5日午後 4時46分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	吉	田	文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
福	祉	部	長	田	中英樹
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	野	口昇
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	渡	来真一
消	防		長	浅	野和生
教	育	参	事	井	橋貞夫
総	務	部	次	岡	田直紀
福	祉	部	次	長	鈴木邦弘
福	祉	部	次	長	立野啓司
健	康	増	進	部	次
会	計	管	理	者	長
教	育	次	長	下	田浩
総	務	課	長	佐	藤睦子
情	報	管	理	課	長
魅	力	と	り	で	発
管	財	課	長	助	川直美
高	齢	福	祉	課	長
子	育	て	支	援	課
環	境	対	策	課	長
管	理	課	長	石	塚幸夫
排	水	対	策	課	長
				齋	藤理昭
				松	崎剛
				岩	崎弘宜
				数	藤弘人
				丸	山博
				秋	山和也
				三	浦雄司
				木	村太一
				山	田哲也
				飯	塚稔

都 市 計 画 課 長	大 久 保 益 雄
指 導 課 長	丸 山 信 彦
生 涯 学 習 課 長	塚 本 豊 康
子 ど も 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 隅 正 勝
消 防 本 部 警 防 課 長	中 村 幸 男

速報版 ● 本校五

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月5日（木）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 岡口すみえ 議員
- ② 長塚 美雪 議員
- ③ 本田 和成 議員
- ④ 杉山 尊宣 議員
- ⑤ 細谷 典男 議員
- ⑥ 佐野 太一 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②長塚 美雪 議員
- ③本田 和成 議員
- ④杉山 尊宣 議員
- ⑤細谷 典男 議員
- ⑥佐野 太一 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しなすと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。一般質問最終日となりました、どうぞよろしく願いいたします。私ごとなんですけれども、先月 11 月 12 日、こちらにある体育館にて行われた高齢者連合クラブの主催する輪投げ大会に参加させていただきました。そこで練習していたときに、御挨拶に来られていた伊藤副市長さんもお見えになっておられました。私が一生懸命、輪投げ、練習していたんですけれども、そばに寄って来て、うまいねえ、というふうに……

〔笑う者あり〕

○3 番（岡口すみえ君） （続）とっても優しい笑顔で声をかけてくださいました。元教育長さんを務められていたので、本当に人をやる気にするというか——お上手で、声をかけていただいたおかげでもあって、8 位に個人戦、入賞することができました。

〔「おめでとう」と呼ぶ者あり〕

○3 番（岡口すみえ君） ありがとうございます。それで、そこで高齢者の方々が輪投げを一生懸命やってらっしゃるんですけれども、とっても元気なんですよね。それぞれのクラブチームから集まった方々が、本当にコミュニケーションをたくさん取りながら、みんな

なで頑張ろうねというふうな、そういう姿が見られました。こういった輪投げの機会、これは福祉課の皆さんや、あと健康づくり推進課の皆様、そしてスポーツ振興課の皆様がいろいろ工夫され、こういうふうなことを行うということをしておられると感謝しております。これからもそういった取組、高齢者の方々が楽しんで取り組まれるようなレクリエーションの企画をお願いしたいと思っております。では、さて私のほうの質問なんですけれども、取手が住み続けるほど好きになる町になっていけるような3つの質問をしていきたいと思っております。1つ目は子育て支援、2つ目は放課後児童クラブ、3つ目は内水氾濫対策についてです。どうぞよろしく願いいたします。資料がございますので、質問席にて質問いたします。

〔3番 岡口すみえ君質問席に移動し資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらのグラフを御覧ください。一昨日、山野井議員さん、そして昨日は小堤議員さんが、人口についてグラフを提示されました。このグラフですが、取手市年齢別人口R6年10月1日現在、取手市のホームページから記載したものです。数値になっていたのを、棒グラフにして表してみました。こちらのグラフによると、ゼロから4歳児は2,741人、そして子育て世代の30から40歳くらいの人口も、かなり少ないのが現状です。流山市では2010年、「母になるなら流山市。父になるなら流山市」というキャッチフレーズを掲げ、子育て支援策を工夫し、今では若者世代に選ばれる町として発展し続けています。取手市においても、人口減少を食い止める、何か目玉となる政策を実行していくことが必要であると考えています。取手市は5月5日に、こどもまんなか応援サポーター宣言をされて、子どもや若者、子育て世帯に優しいまちづくりを進めていくことを表明しました。9月の佐藤議員、そして昨日は根岸議員も、こどもまんなかについての質疑がありました。こどもまんなか宣言は、市民にとってとても重要な宣言であると思われましたので、私も取り上げて質疑させていただきたく思います。今現在、こども計画の策定を進められていると思っております。この宣言から約半年が経過しました。この間、どのような取組を進められてきたのでしょうか。また、どういった課題が見つかったのか。子育て支援の現状と課題について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） おはようございます。それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。先ほど岡口議員のほうからお話がありましたとおり、昨日の根岸議員の一般質問のほうでも、このこども計画に関する御質問をいただいたところで、そこと一部重なるところもございますが、改めて答弁させていただきたいと思っております。先ほど岡口議員ご紹介のとおり、当市におきましては、子どもたちのために何が最もよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会である、こどもまんなか社会の実現に向け、本年5月5日、子どもの日にこどもまんなか応援サポーターとなることを宣言いたしました。こうした社会を実現させるためには、現在、当事者である子どもや若者、子育て世代の声を聴きながら、取手市こども計画の策定を進めているところで

計画策定のため、これまでには市内7校の高校生を集め、子どもの居場所や駅前に求める機能などをテーマにワークショップを行った、とりでこども未来会議や、子どもとその保護者、若者を対象に実施したアンケート調査、子育て世代の公共施設の利用実態などを調査するデジタルスタンプラリーなどを実施し、当事者がどういったことを望み、どういった悩みを抱えているかを把握することに努めてきたところです。また庁内においても、こども政策室が中心となって、広く子ども施策に関連する課とヒアリングを重ね、こども大綱の趣旨を共有するとともに、どのような取組がなされているか、また、それぞれがどういったことをこども計画の中で展開することができるかなどの協議を進めてまいりました。こうした取組の中で、それぞれの分野において様々な課題があり、一言で全てお伝えすることはできませんが、いずれにいたしましても各分野での課題を整理し、それに対してどういったアプローチを市として行っていくかを、このこども計画において示してまいりたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 様々な課題があるとのこと、それに対してどんなアプローチをしていくかがこども計画の中にうたわれていく、とのことですが、この計画全体を通して、どのようなビジョンやコンセプトを持って進められるのでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。現在策定中のこども計画は、国のこども基本法及びこども大綱に基づき、そこに掲げられる理念や重要事項を勘案した施策を検討しているところです。こども大綱は子どもから思春期・青年期・子育て期と、対象のライフステージごとに必要な事項が定められており、取り組むべき内容も広範にわたります。そのような中でも、子どもや若者・子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら共に進めていくことが基本方針の一つであり、当市のこども計画策定に当たっても、先ほど御答弁させていただいたような当事者の意見を聴く機会を大切にしてきました。意見を聴く機会の創出、そして協働で取り組んでいくことは、社会情勢や市民のニーズの変化を捉えた有用な施策を展開する上で非常に重要な姿勢であり、計画策定のためだけの取組にするのではなく、今後も継続してその機会を創出し、こども計画の中でも重要な方針として位置づけてまいりたいと考えております。行政が一方的に子ども施策を展開するだけではなく、当事者を含め地域や企業・団体など、あらゆる主体と共に、こどもまんなか中社会の実現に向けて何ができるか、何をすべきかを考えて取り組んでまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 分かりました。社会情勢の変化やそれに伴う子どもや若者・子育て世代の意識の機微を捉え、柔軟に、そして迅速に求められることに対応していくことが、子育て世代に魅力的なまちづくりを進めるためには必要と考えます。今後も当事者とのコミュニケーションを大切にさせていただきたいと思っております。当事者である市民の声を聴

くことは、我々、市議会議員の役割でもあります。ですので、しっかりとそれを執行部に届け、市民の求めるまちづくりにつなげていきたいと考えます。そうした市民からの声も含め、ここからは具体的な子育て支援に関する取組について、お伺いします。

まず、子育て世帯の経済的負担の軽減についてです。本市において3歳から5歳児の保育料が無償化されていることに関しては、子育て世代にとってかなり負担が軽減されて、とてもよいことだと感じています。保育料について調査してみると、茨城県内では境町・八千代町、県外においても福井市や北九州市など、ほかの自治体で第2子以降の保育料無償化が実施されています。そこで提案ですが、本市においても第2子以降の保育料無償化を実施してはいかがでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。第2子以降の保育料の無償化についてでございますが、保育認定を受けている児童のケースとして回答いたします。多子世帯の保育料軽減事業につきましては、国の事業と茨城県の事業がございまして、取手市においてはどちらの事業も実施しております。国による多子世帯の保育料軽減の制度では、年収360万円以上の世帯は、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、就学前の在園児を第1子と数え、第2子の保育料を半額、第3子の保育料を無償としております。年収360万円未満の世帯の場合、上の子の年齢制限が撤廃され、小学校に入学後も第1子と数えます。茨城県の多子世帯の保育料軽減の制度では、国の年収制限の360万円以上であっても、年収640万円未満の世帯に対して、上の子の年齢制限を撤廃し、小学校就学後、子どもを第1子と数え、第2子の保育料を半額、第3子の保育料を無償とする補助を実施しております。県の制度につきましては、県内で実施していない市町村もございまして、当市においては子育て世代の負担軽減策の一つとして以前より実施しているもので、令和5年度の当事業の実績としましては、3,854万1,460円でございます。また取手市は、国の水準と比較して、保育料算出の基準となります世帯所得における保育料の負担階層の区分を細分化しております。これにより、所得の急激な変化による利用者負担額の増減を抑えるとともに、国基準との差額を市が負担することにより、利用者負担額の軽減を図っております。また、ゼロから2歳児クラスについては、国水準の9階層【「9階層」を「8階層」に発言訂正】を15階層に細分化しております。これにより取手市の保育料は、県内の他市よりも金額が安価となっており、さらに独り親家庭や在宅障がい者のいる世帯について、所得割額が7万7,101円未満の世帯は、第1子の保育料が4,200円以下に軽減され、第2子以降は保育料が無償となっております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。取手市は他市町村よりも手厚い保障というか、支給されているというふうなことが分かりました。ただ、今提案していること——無償化を実施するとなった場合の予算は幾らぐらいになるんでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。第2子以降の保育料の無償化を実施した場合についてでございますが、11月1日時点の在園児で試算しましたと

ころ、対象者が283名おりますので、1月当たり約400万円、年間にしますと約4,800万円の負担が発生する見込みです。当市としましては、先ほど御説明させていただいた、現在実施している補助の現状を踏まえまして、これまで同様の補助事業を維持してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。かなりの額がかかるというふうなことなんですけれども、取手市がこどもまんなかというふうに宣言していますので、ぜひとも全世帯の第2子以降の保育料無償化の実現に向けて、前向きに検討していただければと思います。

続きまして、保育所や認定こども園でのおむつやお尻拭きなどの消耗品の無償配付についてです。鹿児島県枕崎市では、おむつのサブスク、手ぶら登園を導入しているようです。おむつのサブスクとは、保育施設に直接業者からおむつが配送されます。そのため、保護者はおむつを持参する必要がありません。費用は市が負担しています。おむつ無償配付は保護者の経済的負担を軽減し、子育てと仕事との両立を支援する取組です。保育施設側も管理の手間が省けるなど、双方にとってのメリットがあります。実際に保育所にお子さんを預けていらっしゃる方に話を聞くと、おむつを持参するなども大きな手間になっているようです。取手市ではおむつのサブスク、手ぶら登園について、どのようにお考えでしょうか。また導入した場合、予算的には幾らくらいかかるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。保育施設におけるおむつやお尻ふきのサブスクについては、近年、自治体においても導入事例があることを認識しております。茨城県内では水戸市・古河市・龍ヶ崎市の公立保育所、公立の認定こども園でおむつのサブスクが導入されております。また市内の民間保育施設においても、2つの法人、3施設が導入していることを認識しております。おむつのサブスクは、保育所で使用のおむつやお尻拭きを保護者が持っていかなくてよいため、登園時の負担が軽減されるというメリットがございます。また、保護者はおむつに名前を書く手間もなくなります。頻繁におむつ交換ができるため、おむつかぶれが解消したという声もあるようです。保育士側のメリットとしましては、おむつの枚数を気にせず使用できることや、おむつ忘れの対応がなくなるといったメリットがございます。一方で、保育現場においては、在庫管理を保育士がしなければならず、保管場所の確保も課題となります。また、保護者の加入率が低い場合は、おむつサブスクの児童とそうでない児童が存在することになるため、おむつ替えの際に保育士が混乱することが想定されます。県内の導入自治体を調査しましたところ、水戸市で26%、古河市で23.3%、龍ヶ崎市で36.8%と、決して加入率が高いとはいえない状況であることが分かりました。都内近郊と比較し、車などで当園する保護者が多いことが要因であると考えられます。当市の公立保育所においても、導入可能かどうか調査研究を進めてきたところでございますが、在庫管理であったり、加入率が低いと効率は悪くなってしまうことから、現場の業務負担が増えてしまうという懸念の声がございました。そのため、おむつのサブスクについては現在導入を見合わせておりますが、保育所

からの声としまして、エプロンと手口拭きのサブスクを求める声がございました。最近、エプロンと手口拭きのサブスクの導入を開始した市内の私立保育園の保育士・保護者からも、大変好評であると聞いておりますので、こちらについては今後検討してまいりたいと考えております。

また、おむつのサブスクの無償化についてでございますが、県内でおむつのサブスクを導入している水戸市・古河市・龍ヶ崎市の3自治体に確認しましたところ、おむつのサブスクに対する補助金は設けておりません。また神奈川県では、手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金を制定しておりますが、全国的にも補助金を設けている自治体はまだまだ少ない状況でございます。11月1日時点で、公立・民間園のゼロ歳から2歳児の在園児童数787人全員が、おむつとお尻拭きのサブスクに加入し補助した場合でございますが、おむつの種類などにもよって価格は変動しますが、2,000万円から3,000万円ほど財源が必要となります。当市といたしましては、無償化については難しいと考えておりますが、おむつのサブスクの導入に関しては、保護者の要望にお応えしていくことはもちろんのことですが、現場で働く保育士の業務負担を軽減することも考えながら、引き続き調査研究してまいります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。おむつは無理だとしても、エプロンと手や口を拭く物を考えてくださるということで、非常にありがたいと思います。ぜひとも保護者の皆さんの声とか保育所の先生の声などを聴いて、導入に向けていろいろ進めていただきたいと思います。

続いての質問です。先ほどの子育て支援策の取組などでは、行政だけで全てを完結させることは難しいかと思えます。全国的に見ても、子育て支援について民間企業と連携協定を結んだり、各種の団体とパートナーシップを築いたり、協働で進めている例がたくさんあります。例えば、先ほどのおむつのサブスクもあつたり、流山市の子育て応援マンション、つくばみらい市の子育て応援住宅など、企業と連携して、働く親のための育児支援の充実を目指した取組を行っています。本市においては、子育て支援体制はどのように進めているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） ご答弁申し上げます。子ども施策に関する基本的な方針、重要事項等を一元的に定めた国のこども大綱では、施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視することを、この6つの基本的な方針の一つに定めております。少子化をはじめとした子ども・若者を取り巻く様々な課題は、社会的背景により複雑多様化しており、行政や各家庭の中だけでは解決することが難しい問題が多々あります。行政が一方的に子ども施策を展開するだけではなく、当事者を含め地域や企業・団体など、あらゆる主体と連携し、全員がこどもまんなか社会の趣旨を理解し、こどもまんなか社会の実現に向けて何ができるか、何をすべきかを考え、協働していくことが求められております。本市におきましても本年5月5日子どもの日に、こどもまんなか応援サポーターとなることを宣言し、こどもまんなかの取組を積極的に周知啓発し、応

援サポーターの輪を広げることで、自らもアクションに取り組むパートナーとの連携を強化してまいりました。現在策定を進めております、こども計画におきましても、こうした地域や企業・団体などといった様々な主体を含め、年齢や性別を問わず、全ての人が子どもや若者・子育てしている人を応援する優しい社会が実現できるよう、意識の醸成や連携体制の強化について位置づけてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 応援サポーターの輪を広げ、官民連携での取組を進めていくとのことですが、市はこれまでどのような連携を行ってきたのでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。こどもまんなか応援サポーターは、子どもたちのためにできる身近なアクションを積み重ねることで、こどもまんなか社会を実現しようという取組です。取手市においても市内企業と、こどもまんなか考え方やビジョンを共有するとともに、今後一緒にどのようなこどもまんなかアクションに取り組めるかなどのお話を進めるため、5月の宣言以降、市内11の企業や団体と、それぞれに協議の場を設けてまいりました。協議を経て市としましては、企業側が子どもたちのために行っている職場見学やイベントなどの広報活動・集客への御協力などをこれまでも行ってきており、子どもたちに多様な遊びや体験を提供できる機会を創出してまいりました。7月に実施いたしました高校生対象のワークショップ、とりでこども未来会議2024においても、こどもまんなか応援サポーターの趣旨に御賛同いただきました企業にオブザーバーとして御参加いただき、民間企業目線から若者に貴重なアドバイスをいただくなどの取組も行いました。また、夏休みに実施した公共施設デジタルスタンプラリーにおいては、幾つかの企業から参加者への景品を過分に御提供いただきまして、イベントを大きく盛り上げることにつながりました。今後も事業の規模の大小によらず、お互いが持つリソースを一番よい形で子どもの成長や若者の幸せにつなげていけるよう、より多くの主体と連携した取組を模索してまいります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 分かりました。ぜひとも取手市でも、子ども政策の目玉とする支援策を導入し、子育て世代や若者世帯を取り込んで、人口減少を抑え、活気ある取手にして行ってほしいと思います。ありがとうございました。

2つ目の質問に移ります。子育て世代に選ばれる取手市放課後子どもクラブとなることですが、これからの取手市の人口増加やにぎわい・活性化・活力を生み出すことにつながると私は考えております。放課後子どもクラブは単なる預かりの場ではなく、子どもたちの成長を地域全体で支える重要な役割を担っていると考えます。特に保護者の就労を支援し、安心して仕事に従事できる環境の提供は必要不可欠です。また子育て負担の軽減を目指し、家庭と地域社会をつなぐ役割を果たします。この意味でも放課後子どもクラブの役割はとても大きいです。私の子どもも、とてもお世話になりました。ここで放課後子どもクラブの現状と課題について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。放課後子どもクラブの運営につきましては、子どもたちにとっての居心地のよい場所づくりを進めるため、職員の育成、子ども教室の充実や生活環境の向上・維持管理を行い、本年度は新たなサービスの提供やクラブの組織体制の構築にも取り組んできたところです。今後も未来を担う、子どもまんなかな放課後子どもクラブを実現するため事業を推進してまいります。現状と課題については、担当部長より説明いたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。岡口議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。放課後子どもクラブにおける現状と課題についてですが、現状としまして市内の放課後子どもクラブでは、一部のクラブを除き、登録児童数の減少が見られます。これは小学校の在籍児童の推移と比例しており、今後も減少していくことが見られます。一方で、登録児童数は減少なんです、利用児童数は増加の傾向にあります。これはやはり、お父さん・お母さんが働く共働き世帯が増加していることが要因の一つではないかというふうに考えております。このように利用児童数が増えている中で、子どもクラブの課題としては、学年や個人ごとに異なる児童への対応や多様化する保護者の期待・要望などへの対応、さらなる支援の質の向上を図ることが喫緊の課題であると考えております。放課後子どもクラブが児童にとって居心地のいい場所となるためには、職員の児童対応が重要であり、毎年、民間委託事業者等に在籍する認定心理士などを講師に招き合同の研修を実施しております。また教育総合支援センター職員を講師とした、いじめ防止の研修を民間委託事業者と合同で開催するなど、支援の質の向上に取り組んでいるところです。今後も児童にとって居心地のよい場所とするため、支援の質の向上を図ってまいりたいと考えております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） では、具体的な取組と成果について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。令和6年度の具体的な取組と成果について御説明いたします。放課後子どもクラブにおける令和6年度の具体的な取組と成果との御質問ですが、放課後子どもクラブでは支援の質の向上を図るため、令和6年度から新たに始めた3つの取組について御紹介させていただきます。1点目は、クラブへの主任支援員の配置です。これまで各クラブにリーダー的な職員はいましたが、明確に職階として位置づけはしておりませんでした。主任支援員を配置することにより、相談窓口の明確化やクラブの組織体制強化、主任支援員の指導による支援員・補助員の支援の質の向上を図っているところです。

2点目としまして、長期休業日等の一日開所時における早朝延長の実施でございます。

今年の夏休みから一日開所日の開所時間を、これまでの午前8時から、30分早め午前7時30分に延長したものです。夏休み期間の25日で、市内14クラブで1,819回の利用がございました。

最後に3点目として、夏休みなど一日開所日における希望者への昼食提供の実施です。希望者への昼食提供につきましては、今年の夏休みから実施していますが、夏休み期間中では1,706食、1日平均約69食を提供しております。今後も、支援の質の向上に向けた取組を継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今ご説明の中に、主任支援員さんというのが出てきたんですけども、この制度について、どのような経緯で導入したか教えてください。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。主任支援員制度は民間委託クラブが持つノウハウの一つであり、実績を確認した後に、市の直営クラブに導入したものです。主任支援員は12月1日現在、市が直営する11クラブのうち6クラブに既に配置しておりますが、2か月に1回程度の頻度で主任支援員を集めた会議を開催し、各クラブの課題の解決やルールの一統化などについて協議をしてきました。今後も未配置のクラブにも主任支援員を配置する予定でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 主任支援員の役割はとて大きいと思います。早急な配置完了をお願いいたします。夏休みの早期開所利用者数はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。夏休みの早朝開所の利用者につきましては、夏休み期間の25日間で、市内14クラブで1,819回の利用がありました。これは1日平均で約73人が利用したことになります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） たくさん利用がありました。保護者からの昼食提供に対する意見は何かございましたでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。夏休み終了後に実施いたしましたアンケートでは、保護者から、朝忙しくてお弁当を作れないときに昼食提供サービスがあり助かった、などの意見をいただいているところです。一方で、量が多い、大人向けの献立、もう少し料金が安いと助かる、などの意見もいただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。放課後子どもクラブで過ごす児童にとって居心地のよい場所となるため、職員の児童対応の研修・いじめ防止の研修、民間委託事業者と合同で開催するなど、支援の質の向上に向けた事業に取り組んでおられるということよく分かりました。

では、次の質問に行かせていただきます。クラブの活動内容について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。放課後子どもクラブでは、クラブに通う全ての児童を対象に、体験しながら学ぶことができる放課後子ども教室事業を実施しています。放課後子どもクラブのコーディネーターが企画したプログラムを、授業のあるときは月1回程度、夏休み等の長期休業日には週1回程度、体験活動や出前講座のほか季節に合わせた工作などを行っております。一例を紹介しますと、戸頭小放課後子どもクラブでは、自然体験教室として、児童が大根や野菜などの野菜を、種まきから水やり・収穫までを時間をかけて、野菜の成長過程を肌で感じながら栽培しました。ふだんでは経験のできない子ども教室であったことから、児童からも大変喜ばれました。また夏休み期間中には、市直営クラブで人権擁護委員や更生保護女性会をはじめ地域で活動する団体の皆様に御協力をいただき、太鼓体験や昔遊び・人権教室・体操教室などの体験活動や、県や市の職員による出前講座などを実施しております。今後も子ども青少年課職員やコーディネーターが知恵を絞り、充実した子ども教室事業を実施してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。この活動というのは、どのクラブでも同じ内容でできているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。映画鑑賞会や作品づくりは同一時期に行っておりますが、体験活動など講師のスケジュールにより同一年度に全てのクラブで実施できないものについては、年度ごとに実施クラブを決めて行っているのが現状でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。では、次の質問に行かせていただきます。子どもたちが安心して安全に過ごせるクラブにしてほしいと思っております。こどもまんなか社会を掲げる取手市として、今後の目標について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。放課後子どもクラブにおける、こどもまんなかなクラブとする取組としまして、まず毎月開催している各クラブの職員ミーティングでは、児童の意見をしっかりと聴くことが大切であることを職員等に話しています。自由時間や外遊びの活動では、児童の意見を聴きながら遊びを提供することで、児童が楽しく生活できる居場所となるよう取組を進めております。また、放課後子ども教室事業では事前にアンケートを行い、児童の意見を反映させた、児童が参加したいと思える楽しいプログラムの提供に努めています。今後も放課後子どもクラブでは、こどもまんなかなクラブとするため、児童の話や意見をしっかりと聴く環境づくりを推進してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。やらされているというのではなく、自ら率先してやりたいという気持ちを高められるよう、環境づくりの推進をよろしくお願

いたします。

続きまして、デジタル化が進む社会ですけれども、出欠の有無や連絡事項、学習などにおいて、ICTをどのように取り入れているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。ICTの取組についてですが、クラブの入退室管理システムにつきましては、民間に委託している3クラブで先行導入しています。しかしながら、児童が行う入退室時のシステム画面でのボタン操作の誤りや、カードリーダーにカードを読み込ませる際のエラーによるトラブルが頻繁に発生しています。そのようなトラブルは、委託会社が運営している他市のクラブも含めて、システムの運用面で不具合があり、検証を継続しているとのこと。市としましては、現在、民間委託事業者が実施している入退室管理システムの運用における不具合の検証結果が出た後に、検証結果を踏まえ、導入について検討していきたいと考えております。

次に、保護者への連絡についてですが、市の直営クラブでは、平成27年11月から教育委員会で導入が開始された保護者メール配信システムを使用しておりましたが、システム変更に伴い、令和4年11月からは保護者連絡用アプリを活用しているところでございます。これらのアプリを使用することで、保護者に伝えたい情報が迅速に伝えられるようになりました。なお、民間委託事業者でも保護者への連絡手段として、施設と家庭をつなぐコミュニケーションアプリを活用しています。また、学習面でのICT化につきましては、民間委託事業者が有するノウハウの一つである、ICT教材を活用した子ども教室を市が直営するクラブでも実施しています。一例として、大手玩具メーカー製のブロックとタブレットで構成されたプログラミング教材があります。児童がモーターや通信装置が組み込まれたブロックで車や扇風機などを組み立て、専用のタブレット端末でプログラミングをすると、その通りにブロックが動くというものです。児童たちは夢中になって楽しみながら、プログラミングを学んでおりました。今後も民間委託事業者の協力を得ながら、ICT教材を活用した子ども教室を開催したいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。ICT教材を活用した子ども教室の開催ということで、子どもたちも喜んで取り組むと思いますので、これからもどんどん推進していただきたいと思います。ありがとうございます。

3つ目の大きな質問に移ります。近年の集中豪雨や台風の影響により、世界各国及び全国各地で内水氾濫が発生しやすい状況が続いています。9月の一般質問においては河川整備についてお伺いいたしましたが、今回は内水氾濫対策について、お伺いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらの写真は、2015年に起きた吉田地区での内水氾濫の様子です。膝下ぐらいまで道路が冠水しています。災害は取手市民の生活や地域の経済活動に深刻な影響を及ぼします。安心して過ごせる町の実現に向けて、早急な対策が求められています。昨年、双葉地区で起きた内水氾濫では、今後起きないように、用水路の壁のかさ上げ工事、浸水検知センサーを導入するなど、手厚い対策が施されました。過去に起こ

った内水氾濫についてどのように対応されたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。過去にどれくらいの内水氾濫があったのかという御質問でございます。冒頭で吉田地区の内水被害の状況のほうを御紹介いただきましたので、こちらにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。まず、この吉田・青柳地区でございますけれども、利根川に近接している住宅地でございますので、過去——ただいまご紹介いただいたような内水氾濫の実績はもとより、現在においても注視している地区の一つであります。まず、当該地区における過去の内水氾濫でございますけれども、直近の記録としては平成25年度から令和5年度までの間で、床下浸水や道路冠水が17件発生しております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。では、排水ポンプ車というのは、何台ぐらい配置されたんでしょうか、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいまの岡口議員の御質問に答弁いたします。排水ポンプ車は1台配備しております。利根川の増水によりまして長町樋管の水門を閉鎖した際、同時に排水ポンプ車を長町樋管前に配置いたしまして、市の職員が消防本部並びに地元消防団と連携しながら、水位の監視を24時間体制で実施いたしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 1台ということですが、排水ポンプ車の今までの配備記録はどのような感じでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。排水ポンプ車の配備記録につきましては、導入いたしました平成28年度から今まで8回配備いたしております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 8回ということですが、過去の内水氾濫の際に配備したときの稼働状況については、どのようなものだったでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。井野雨水幹線につきましては、連絡水路により相野谷川ともつながっていることから、降雨状況によってはポンプ車単体ではなくて、相野谷川排水機場を所管しております国土交通省利根川下流河川事務所とも連携しながら、両方のポンプを稼働させることで内水排除を実施いたしております。排水作業の際には常時水位を監視いたしまして、水位低下が確認され安全が担保された段階

で排水活動を完了いたしますが、このような判断につきましても、消防本部や地元消防団の現地立会いの下、実施いたしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。地元の消防団の方々の力も借りているということで、本当に地域一体となって市民の安全を守るということをやっていただいているようで、本当にありがたく思います。これから起こり得る広範囲の線状降水帯などの際には、内水氾濫が起きないように水位を監視したり、あるいはポンプ車を活用するなど、万全な体制をよろしく願います。

続いての質問に移ります。台風や大雨の際には、市民の皆様方は、この地区は大丈夫かしらという不安がよぎります。そこで、排水路の防災インフラについて、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。吉田・青柳地区の井野雨水幹線及び流末の樋管においては、排水能力を十分に発揮できるように、年間を通しまして施設点検や点検結果における堆積土砂のしゅんせつ、並びに施設の修繕を行い、インフラメンテナンスに努めている現状でございます。また、スーパーマーケットや井野郵便局近傍にあります雨水幹線へ排出する目的のポンプ施設においても、同様のメンテナンスを通年で実施しております。ほかに、付近を流れる茨城県の管理する相野谷川上流部におきましては、河川の幅が狭く未改修の箇所もありますことから、雨水幹線へ影響することがございます。あわせて、河川内に土砂が堆積したり、雑木が繁茂することによって水の流れが阻害されることも懸念されることから、毎年、河川管理者である茨城県に対して河川改修工事の早期完了を要望しており、河川のしゅんせつや雑木の伐採などの維持管理についても早急な対応を依頼しております。また、今年度より就任された黒澤副市長におきましては、就任後すぐに現場確認に同行していただき、これまで国土交通行政に携わってこられた知識・経験から、取手市の内水被害対策に対する様々な視点からの御助言をいただいております。こうした御助言をいただきながら、引き続きしっかりと雨水対策に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。内水被害対策においては、今年度就任された黒澤副市長さんから助言を仰ぎながら進めているというお話がありました。これまで国土交通行政に携わってこられた黒澤副市長さん、市民の皆様方が安心して過ごせるよう、知識と経験を生かし、これからも御尽力をよろしく願いしたいと思います。

続いて、最後の質問に行きます。今後の内水氾濫対策について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。まず最初に、排水対策課の所管での対策ということで答弁させていただきます。近年、日本全国において、地球温暖化による影響もありまして、風水害などが激甚化してきております。市内でも内水氾濫被害が発生する場合の多くは、集中豪雨のような短時間に集中する強雨によるものと思われま

後の内水氾濫対策については、気象予報を注視し、大雨が予想される場合または大雨が降っているときには、把握している内水氾濫箇所を重点的にパトロールを行います。これによって情報収集が行われ、内水氾濫被害のある場所では応急的な可搬式ポンプの設置を考えております。また維持管理においても、排水路の機能確保のため、土砂堆積が見受けられた場合のしゅんせつや、断面を阻害するおそれのある雑木・雑草の伐採並びに除草を実施します。排水施設においては、内水排除による市内の排水ポンプ設置か所が36か所、台数にいたしまして64台が稼働している状況でございまして、これらの定期点検はもとより、正常に排水させるための機能確認、それから必要に応じては修繕も実施しております。また、事前防災を計画的に進めるに当たり、取手地方広域下水道組合で策定している雨水排水整備の中長期的計画についても、有効性・実効性の両面において協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 続きまして、管理課所管分の対策について答弁させていただきます。令和5年6月に双葉地区において発生した床上浸水の経験を踏まえ、双葉地区内の5か所に浸水センサーを設置し、令和6年4月1日から浸水検知システムの運用を開始しております。また今年度は、国土交通省が実施するワンコイン浸水センサー社会実証実験に応募いたしまして、当市の提案内容が採択されました。市としましては、浸水センサーを活用した国の実証実験に参加することは初めてのこととなりますので、提案内容を作成する際は黒澤副市長から様々な御助言をいただきました。この実証実験により、双葉地区と合わせて市内16か所に浸水センサーが設置されます。こうしたデジタル技術を活用した遠隔管理により、より多くの場合での浸水状況をリアルタイムで把握することで、その都度、職員が現場に浸水状況の確認に行かなくても、速やかな通行止め等の規制を行うことが可能となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 運用された浸水センサーについてですけれども、今までの浸水などによるセンサーの稼働状況などについて教えてください。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 岡口議員の質問に答弁いたします。今年の6月2日日曜日、夕方にかけて発生した大雨によりまして、久賀小通り交差点に設置したセンサーが16時6分、10センチの冠水通報、通行注意の情報が入りました。その後、16時9分、10センチの冠水通報、通行注意の解除の通報がありました。現時点におきましては、センサーの作動は1回のみとなっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今回、国土交通省のワンコインセンサー実証実験なども含め、市内に16か所設置されたと伺いました。今後、取手市内の市道において道路冠水が想定される箇所などに増設する予定はあるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。今回、国土交通省の実証実験に追加した箇所

につきましては、緊急輸送道路、常総ふれあい道路の指定路線であったり、常総線や国道6号のアンダーパス部分であることも考慮し設置させていただいております。今後の取手市道の道路冠水状況、及び現在設置した浸水センサーの実績も加味し、追加設置も検討する必要がありますと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） 少し補足の答弁のほう、私のほうからやらせていただきたいと思っております。まず今回、岡口議員のほうから、内水対策ということで御質問のほういただきまして、今、排水対策課長それと管理課長のほうからも対応のほう、お答えさせていただきました。その中で職員——特に建設部の職員、どのような動きをしているのかというところを、少し述べさせていただければと思います。まず、先ほど長町排水樋管のほうの御説明をさせていただきました。こちらの樋管なんですけども、井野雨水幹線の排水施設ということで、これは利根川に雨水を排水する重要な施設になっております。この際、利根川増水のと看、河川の水が逆流することを防ぐために水門のほうを閉鎖いたします。その際、排水ポンプ車も適切に稼働させる必要がありますので、排水対策課の職員、消防本部、それと地元の消防団の方と連携いたしまして、時には夜を徹しての警戒態勢を取りながら、内水被害を未然に防げるような活動をしております。それと先ほど排水対策課長のほうから、市内に36か所、排水ポンプ施設があるという御説明させていただきました。このポンプなんですけども、これはもちろん日々の点検、欠かさず実施はしています。ただ大雨が想定される際、排水対策課の職員が、この36か所全て巡回いたしまして、一つ一つ目視で正常に作動してるかどうか確認のほうを行いまして、併せて管理課では市内の幹線道路を中心に道路パトロールというものを実施いたします。そういうことを実施することによりまして、道路の排水状況というものを事前に確認いたしまして、こういった警戒態勢——現場確認のために……

〔チャイム音〕

○建設部長（渡来真一君） （続）必要に応じて、職員は交代で市役所に泊まり込みで対応するというご看もございまして。それと先ほど冒頭の中で、双葉地区の内水被害の件がございまして。市では長時間にわたる内水被害が発生した場合に備えまして、国土交通省所管の排水ポンプ車、こちらを新川の第1排水機場、新川の第2排水機場のほうに派遣していただき、排水路の水を小貝川に流すために、こういった協議のほうを国土交通省の下館河川事務所のほうとも進めてまいりました。既に国と県で現地におきまして、排水ポンプ車の設置スペース、それと輸送ルート等につきましても確認いたしまして、設置が可能だといった回答もいただいております。今後におきましても市の職員の努力、これはもちろんなんですけども、こうした国土交通省との連携というものも強化して、内水対策のほうはしっかりと進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。国土交通省の力を借りたり、また先ほども申しましたが、地域の皆様、消防団の皆様の手を借りたり、そして市の職員の方々には夜を徹して泊まり込みで市民の皆様の安全安心を守るというふうなことで御尽力いた

だいていることを本当によく分かりました。こういうことをしているということもアピールしていきたいなというふうに思います。市がどれだけ皆さんのためにこういうことをやっていますというふうなアピールも、よろしくお願ひしたいと思います。雨水貯留施設、調整池の整備、内水排除のための排水ポンプの機能の強化などハード対策の推進、ソフト対策の強化、気候変動への対応、地域連携の強化、財源確保……

〔チャイム音〕

○3番（岡口すみえ君）（続）と効率的な資源配分をお願ひしたいと思います。ありがとうございました。以上で、私の一般質問を終わりにします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） 申し訳ございません。先ほど私の答弁の中で、第2子以降の保育料無償化の答弁の中で、ゼロ歳から2歳児の国水準、こちらを「9階層」と回答いたしましたが「8階層」の誤りでございます。訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

以上で、岡口すみえさんの質問を終わります。

続いて、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。まず1つ目、放課後子どもクラブのICT化についてです。現在、本市では積極的にデジタル化を推進しております。また、子どもを産み育てたい町の実現を目指している中で、デジタルを取り入れることにより、保護者負担の軽減・事務効率化、さらに子どもと向き合う時間を増やす一助になるものと、大変期待をしております。一例を挙げますと、妊娠・出産期からは来年スタート予定の母子手帳アプリ、保育所ではコドモンと呼ばれる入退室管理システムの導入から始まって、今年度はオンライン入所申請も始まりました。そして、小学校でのホームアンドスクールというアプリでは、学校からのプリントだったお知らせがデジタルでいつでも確認でき、また出欠席の連絡等も可能となっております。私は一保護者として、アナログからデジタルの過渡期を、保育所から小学校で実体験しております。そのような本市の取組の中で温度差を感じているのが、放課後子どもクラブです。利用申請から入退室の記録管理等が、紙媒体や手作業の状況と認識しております。本市の放課後子どもクラブのICT化の現状について伺います。

〔1番 長塚美雪君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。放課後子どもクラブにおけるICTの現状でございますが、まず令和4年度に整備したネット環境により、児童が学習時間などにタブレット端末で調べ学習などを行っております。またコロナ禍において、支援員等の質の維持向上を図るため、オンライン会議やオンライン研修が受講できるよう、各子どもクラブにネット環境の整備に合わせてノートパソコンを配備した

ものです。現状としましては、ICT化を進める中で、機器の操作に不慣れな支援員等も一定数おり、全員が同じレベルにないことも課題の一つとして捉えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ICT化については、今現状を把握いたしました。では、次に私から、運営に当たって、具体的な事務面の状況を確認させてください。私が調査・確認した内容を表にまとめましたので、切替えをお願いします。

〔1番 長塚美雪君 資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 先ほど申し上げた紙媒体や手作業は、入所申請、児童入退室の記録管理ではありません。利用予定表の提出も紙です。日々の出欠席や時間等の記録は、支援員の方が利用予定表に記載、そこからエクセルに入力した後にUSBにダウンロード、担当課へ提出という流れ、これは支援員の出退勤も同じ流れであると確認をしています。欠席の際は、保護者が電話、時間外は留守電に入れております。留守電を聞く作業は3人の方でチェックしているとも確認しています。この内容で間違いはないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。議員がお示ししたとおりです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 基本的に運営はアナログだということが分かります。次に、保護者の観点から確認です。放課後子どもクラブは、保護者が仕事をしている方の利用が比較的多いと認識をしております。にもかかわらず、今の運営状況はその観点が少ないように感じております。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） これはホームページに記載のある令和7年度の放課後子どもクラブの利用申請の案内です。まず、申請書の提出は来庁のみ、提出期間は平日、そして5時まで。市外にお勤めの方は、まず間に合いません。土曜日は最終日である1日のみ、その1日を逃したら入所が1か月ずれます。土曜日に仕事の方もいます。急遽入る仕事もあります。体調が悪くなることもあるかもしれません。さらに、年末年始の繁忙期、提出の5分、10分のために半休、場合によっては1日休まざるを得ません。これは就労している保護者の方も考えられた運用でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。放課後子どもクラブの利用申請につきましては、これまでも紙をベースで行ってまいりました。確かに議員おっしゃるように、保護者の方の就労の状況等も踏まえながら、土曜日の受付期間を設けたりと改善を図ってまいったところがございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） この質問に至った経緯なんですけど、冒頭に申し上げた本市の方針との乖離——保護者側の目線だけでなく、もう一点、誤請求の事案がございました。私

の子どもが、1か月1度も利用していないにもかかわらず、利用通知書が届き引き落としがされました。いただいた説明の中では、手書きで記載した利用実績をエクセル入力する際に、利用していないのに誤ってチェックされていたということです。ヒューマンエラーは起こります。そこに言及するつもりは全くありません。むしろ、これをきっかけと捉えていただいて、今までのやり方を見直し、就労する保護者の観点も踏まえてデジタル推進を早急に進めてはと思いますが、今後の方針についてお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。まず、こども家庭庁における、こども政策DXの推進に向けた取組方針2024では、保育施設におけるDX推進を行い、その後、令和7年度以降に保育施設の状況を参考にしながら、放課後児童クラブDX推進実証事業に向けた検討を進めるとしています。また、放課後児童クラブのDX化を行うために、今後、電子申請システムと自治体の業務システムの連動化に向け、業務内容の整理を進めるとしています。市では放課後子どもクラブのDX化に向け、システムの連動や新たな補助金など、国や県が発信する情報に注視しているところでございます。

次に、入所申請書類の電子申請化についてですが、現在、入所申請時には、申請書類に加え、児童の発達状況や健康状態、家庭での様子などを保護者への聞き取りにより確認しています。この保護者からの聞き取りが、子どもクラブで預かる上でとても重要な情報であると認識しています。今後、電子申請システムを導入する場合には、申請書類では確認できない児童の情報を、どのようにして得ていくかということを検討しているところです。しかしながら、電子申請化は保護者の負担軽減につながるものと認識しており、今後も国や県が発信する情報を注視するとともに、近隣自治体の状況や情報収集を継続していきます。

次に、児童の入退室管理システムの導入についてですが、岡口議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、既に導入している民間委託クラブでは様々なトラブルも発生しており、他市のクラブも含めてシステムの運用面での検証を継続しているとのことです。市としましては、現在民間委託事業者が実施している入退室管理システムの運用における不具合の検証結果が出た後に、検証結果を踏まえ、導入について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 検討いただけるということです。現在、様々な手続のデジタル化を進めるということを、今までの一般質問の答弁でいただいております。放課後子どもクラブも、それらのシステムのルールに乗せて進んでいくことを大きく期待しております。今、人手不足といわれております。少ない人員の中でも、いかに業務効率を上げ支援員の負担を減らし、そして子どもたちに目を向ける時間を——向き合う時間を多くつくっていく、保護者とのコミュニケーションを取っていく、その目的あつてのデジタル化ということ踏まえて、大きく進めていただきたいと思います。細かいこともありますので、それは委員会で質疑したいと思います。この質問はこれで終わります。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 放課後子どもクラブのデジタル化・ICT化なんですが、やはり電子申請等々は時代の流れ等にあって、今後必須になるということは認識しております。ただ、先ほど課長が答弁したように、申請書類ではなかなか判断できない児童の状況を、どのように把握して、それを支援員に伝えて、その子どもが居心地よいクラブでいるかという、その情報を吸い取ることは非常に重要だと考えております。それともう一点は、やはり保育所等の電子申請とか入所——保育所と違うところが、支援員の——私も答弁させていただきましたが、デジタル機器に不慣れな点もあると。やっぱり支援員の中に、デジタル機器の扱いに非常に戸惑う支援員も一定数いるというのも現実でございます。支援員のレベルアップ等々も今後検討して、それらをうまくしていかないといけないなど、そういった課題も認識しておりますので、そういったことを併せて今後考えていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） よろしくお願ひします。

では次に、シティプロモーションの強化について質問いたします。シティプロモーションとは、地域内外に向けて魅力の発信を行い、興味関心を持ってもらえるように働きかける施策です。期待できる効果としては、一般的に地域の認知拡大、観光客の増加、関係人口の増加、シビックプライドの醸成と言われています。これらの成功により、地域の活性化、税収増等につながり、持続可能な自治体運営の一助になるものと思っております。本市では今年度、インスタグラムを開始、ファンクラブ設立、シティプロモーションサイトがリニューアルされ、ますます本市の魅力発信が加速するものと思われまゝす。現在の魅力発信の取組について伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、答弁させていただきます。まず、シティプロモーションサイトにつきましては、昨日の小堤議員の御質問にも多少お答えを——多少と申すか、お答えをしておりますので重複する部分もございませうが、今年度からシティプロモーションサイトとインスタグラム、これを連動させるという取組を始めました。これによりまして、これまでになかった、ほどよく絶妙サイトのほうに市民が投稿したものをインスタグラムにも連動させるということをやったことによりまして、市民目線の取手の魅力というものが発信されるようになりました。例えば、花火大会につきまして、これは市のほうでも動画を作ったり、その花火大会の様子を発信をしたわけですがけれども、それとは別に、その会場の正面から撮った市の映像ではなくて、市民投稿では駅前のビルの合間から見える花火と申すか——趣のある、また一味違った映像が投稿されたりしました。また、それはそれで花火大会の大きな魅力として発信できたというようなこともございました。

それから2つ目でございますが、ほどよく絶妙とりでファンクラブというものを設立をしまして、会員である市民の皆様方が自ら魅力を発信していただいて、町を盛り上げてい

ただくというような取組を始めました。これは発信ということもございますけれども、ファンクラブの皆様自身がますます取手のことが好きになる、そういうきっかけにもなるものではないかというふうに考えております。

また3つ目に、現在、地域のグルメ情報を発信しているインフルエンサーの方と連携をさせていただいております。7月からインスタグラムのほうにおきまして、茨城取手グルメとして開設をして、取手市内のグルメ情報を発信させていただいております。もう既に1,600人を超えるフォロワーがいるという状況になってございます。この情報につきましては、今後フリーペーパーなどの冊子——紙媒体にさせていただいているというような状況でございます。このような取組によりまして、効果的に取手の魅力をますます発信できるように、それをまた市民協働で進められるように、というふうに取り組んでまいりたいと考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） まずは、インスタグラムのフォロワーが、おととい1,000人突破したと思います。おめでとうございます。アイコンもクリスマス仕様になって変化を楽しませていただいております。先ほど申し上げられた市民協働によるインスタグラムの投稿機能なんですけど、ほかの自治体ではこの取組を実施している例はあまり見かけなかったんですけど、取手が初でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。インスタグラムの投稿機能は、こちらの独自調査によりますと、県内では取手だけだと思っております。過去にほかの自治体で、期間限定で一時的なそういう取組を実施したところは聞いてはいるんですけども、今現在、取手市のみだというふうに一応認識してございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ぜひ今後盛り上げていただいて、魅力発信の先進事例として、取手の名が広がることを期待しております。今年度から始まった市民協働による魅力発信、今時点で測定できる、感じる効果はありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 御質問にお答えいたします。効果の部分ということで、インスタグラムを導入したことにより、先ほど部長のほうから答弁ございましたけども、市民協働による取組が強化できるとともに、情報の即時性と視覚的な魅力を兼ね備えた情報発信を行うことが可能となってございます。インスタグラムのストーリーズ機能を活用することで、イベントの開催中にリアルタイムでイベント会場の様子を伝えることができます。先日もサイクルアートフェスティバルの開催中に、職員がイベントの様子をストーリーズ機能を使い、会場内の楽しい様子をその場で発信させていただいたところです。従来の広報手段では、若年層へのリーチが難しいという課題がございましたが、インスタグラムの導入により、若年層を含む幅広い市民層に対して、イベントや行政サービスの情報をタイムリーかつ魅力的に届けることができ、市民の関心や集客力を高めるなどの

効果も期待しているところです。こうした公式インスタグラムにつきましては、本年6月24日の開設から12月1日現在までのフォロワー数は983人、先ほど――12月に入って1,000人を突破することができました。ありがとうございます。リーチ数、閲覧したユーザーの数は、12月1日現在で2万5,279人です。今後も引き続き、フォロー・リーチ数を増やし、より多くの方に取手の魅力が伝わるよう創意工夫し、取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、シティプロモーション活動の効果で、シティプロモーションサイトの投稿数について御報告をさせていただきます。12月1日時点で112件の投稿をいただきました。このうち、インスタグラムとの連携が始まった8月以降は80件となっております。昨年度の実績といたしまして、1年間の投稿数が64件でございましたので、市民の方による市民の魅力発信数が増えていることが投稿数などでも分かり、市民協働によるシティプロモーション活動の強化という点で一定の効果を得ているものと考えております。今後も投稿数の増加に取り組んでまいりたいと思います。

あと最後に、ファンクラブについての報告です。ファンクラブ会員数ですけれども、7月13日にファンクラブを創設いたしまして、創設当初は45名でございましたが、12月1日現在で106名の方に会員登録をさせていただいております。現在、増加傾向でございます。シティプロモーションサイトへの投稿数のおよそ3分の1は、ファンクラブの会員の方からの投稿によるものです。ファンクラブ会員の方は、取手のよいところ・よいもの・よい人を発信していきたいという、強い気持ちを持った郷土愛あふれる市民の方ばかりでございまして、ファンクラブ事務局といたしましても大変心強く思っているところです。今後もファンクラブ活動の充実を図りつつ、会員拡大に努めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、数字的な効果をたくさん教えていただいたんですけど、それらのフォロワー数・投稿数・会員数と、それぞれ設定されている数値目標があればお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。目標数というのは、できるだけ多く増やしていきたいという思いは強く持っていますけれども、少なくとも、この魅力とりで発信課といたしまして、常にこの発信力を高めていきたいという思いの中で、一応職員間の目標では1日1投稿をインスタグラムなどで発信して、取手の魅力を多く市民の方だけでなく、広く伝えていきたいという思いで取組を進めているところです。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 先ほど、イベントの様子を発信されているとおっしゃっていただきました。そこにはすごく期待をしております。私も最近出かける際は、もうネット検索ではなくて、インスタでイベントの様子を見て、視覚的に楽しそうだなという雰囲気足を運ぶということがもうほとんどです。次回は行ってみたいという大きなきっかけになりますので、投稿を楽しみにしております。

では次に、新しいアプローチについてです。昨日、小堤議員の一般質問の中で、シティ

プロモーションサイトの新コンテンツの御説明と実演ございました。素晴らしい機能だと思しますので、たくさんの方に使っていただけるよう広報をよろしく申し上げます。それ以外のアプローチについて、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 御質問にお答えいたします。その他の新たなアプローチという取組について、今年の下半期から新たに取組をしていることについて御説明させていただきます。現在、市民協働による魅力発信力の強化ということで、今年初めての取組といたしまして、11月10日・24日の2日間にわたりまして、市民を対象としたSNS発信スキルアップ総合講座を開催いたしました。こちらはスマホ写真講座・動画編集講座・話し方講座・インスタグラム発信講座といった内容で、講師はいずれもほどよく絶妙とりでファンクラブ会員で専門のスキルを持った方に依頼をしております。申込みも定員30名募集していたんですけども、それを超える申込みをいただきまして、受講後のアンケート結果からも大変好評をいただいたところです。今後は、受講者の皆様が積極的に市の魅力発信をしていただけることを期待しております。

次に、メディアを活用した積極的なPR戦略の強化についてでございます。上半期も市内でロケを行った番組に市長がお礼の動画を送って、番組の公式エックスで取り上げていただきました。また、市のPR大使でございます、さくらまやさんの協力により、人気番組の応援に市長が参加して、取手市の名前が全国に発信されました。今後もこのように、全国規模のメディアの活用やインターネットTVによる広告動画の配信など、積極的に活用していきたいと考えているところです。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 総合講座についてです。定員を超える申込みということだったんですが、今後も開催の予定は——お考えはありますか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。今回、参加者の方からも大変好評をいただいたことと、当然、初めての開催ということで、様々な課題とか市民の方の求めるご要望等いろいろ貴重な御意見もいただいておりますので、そういったことを取り入れながら、さらに工夫を重ねて、来年度以降も継続的に取組を進めていきたいという考えでございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 講師がファンクラブ会員の方、受講者が魅力を発信するという、好循環の取組だと思います。開催に向けて取組よろしく申し上げます。最後の、人気番組の応援、私も見させていただきました。推し活のうちわを持った市長、大変画面のインパクトが強くて、記憶に残る広報、大事だなと思った次第です。様々な取組やアプローチについて今伺いました。私から1点、シティプロモーションの強化での提案がございます。広報とりでの新しいアプローチです。自治体広報は、行政サービスや市政情報などを伝えるだけでなく、本市の魅力を伝えるツールの一つでもございます。町のことが好きになれば、多くの人にそのよさを伝えたい、誰もが魅力発信課の一員だと思います。ここか

ら、他自治体で参考にしていただきたいと思いますという広報紙を御紹介をさせていただきます。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） こちらは東京都葛飾区の広報紙です。年に1回、子どもたちが取材した内容が子ども広報員として掲載をされております。紙面を作るという経験は自己表現にもつながるものと考えます。次に、埼玉県所沢市の広報紙です。みんなのひろばとして、写真やエッセイ・絵など、ジャンルを問わずに市民の方が広報に参加することが可能です。こちらは埼玉県三芳町の広報紙です。今月のプレゼントクイズがあり、地元企業やお店の商品が当たるので、もらってうれしい、宣伝できてうれしいの相乗効果になります。ほかの紙面に企業広告も導入しております。ここまで、広報紙面の御紹介をいたしました。が、やはり先ほどもおっしゃられました課題は、閲読率の低い若年層だと思えます。本市のホームページでも、新規開拓のターゲットは若い世代と課題認識を持っておられます。ホームページにある広報とりでの表示回数は毎号平均1,100回というところをさらに引き上げていきたいと私も感じます。そこで、その課題解決のために、動画を用いた広報とりでの見どころの紹介も組み合わせるとはどうかと思います。埼玉県戸田市のショート動画を御覧いただきます。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 1分ほどでざっくりと見どころが分かって、若年層にとっては興味につながるものと考えられます。今まで申し上げました、こどもまんなか、市民協働、若い世代へのリーチ、それぞれ含めた広報とりでの新しいアプローチが、情報を取得する意識の向上、シビックプライドの醸成につながるものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 御提案ありがとうございました。広報紙ですけれども、各自治体いろいろな形があります。冊子の形にして月に1回にしていたり、またA4の大ききでページ数が多少多いとか、取手市は今タブロイド判の8ページということで、月2回ということをやっておりますけれども。それぞれ限られた紙面の中で——スペースの中で、どうしてもお伝えしなければならない行政情報ですとか、それからイベントの御案内、それから取手の場合は現在、タウン情報として市民の活動内容、そういったものもお知らせするコーナーも持っているわけです。やはりいろんな考え方の中でどの情報を優先して載せていくかということは、我々も常に考えながらやっているところでございます。今後もお子さんの写真ですとかそういったものを載せるとファミリー層が見ていただけるのかなとか、そういったことも当然あると思えますので、何を優先して何かを載せると何かを抜かないといけないというようなことも出てきますので、そういったところをよく考えながら進めていきたいというふうに思います。

それともう一つ、今ご紹介いただいた動画、確かに今現在、広報とりではPDFで電子版としても公開をしてネットでも見られるようにはしておりますけれども。ああいう形で——例えば公式のインスタグラム上で、今月の広報はこういう内容ですという御案内を出

すというのは、非常に有効かなというふうに私も感じましたので、これについても今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 課題である若い層は、やはり動画で情報を取得するということのほうが恐らく身近なのかなと思っています。ぜひリアル動画だったりユーチューブショートなどで、短い動画の作成を御検討いただければと思います。これで、この質問は終わります。

では最後に、都市計画道路の整備についてです。一般質問や委員会で度々取り上げられている内容ですが、タイミングが整ったと思い、今回この質問をいたします。2つございます。1つは桑原開発、一つの大きな山場である農林協議が前進し、新たなステージに移行しました。2つ目は、国土交通省に身を置かれ、都市計画や都市整備に関する豊富な経験をお持ちの黒澤副市長も来られました。それでは現在の状況、見直し方法、今後の見通しに分けて質問をしてまいります。都市計画道路は昭和55年に都市計画決定された道路で、今年で44年がたちます。この間に整備が進んだ路線がある一方、整備が進んでいない、いわゆる長期未着手路線があることを確認しております。中には社会状況の変化、計画決定の趣旨が実情にそぐわない、現実的に整備が難しい路線もあるかと思っております。都市計画道路の現状について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 長塚議員の御質問にお答えいたします。都市計画道路は、都市の効率的な交通網の形成と地域の発展などを目的に計画された都市の骨格となる道路でございます。その役割としては、都市における円滑な移動のための交通機能の確保のほか、災害時の緊急輸送経路や延焼の防止による都市の安全性の確保、都市景観や歩行者の安全性の向上や歩行の円滑化による良好な都市空間の確保など、多様な都市機能の向上に影響するものであります。その一方で、都市計画道路は高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少・低成長等の社会情勢の変化を踏まえると、都市計画決定後長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もあり、都市の実情や住民ニーズに対応できないケースがあるなど課題がございます。このような中、国土交通省においては都市計画道路の見直しについて、都市計画の技術的助言である都市計画運用指針の中で、将来の都市像を踏まえ、都市全体における都市計画道路の必要性について検証を行い、必要がある場合には配置の変更や規模の縮小・廃止など、適切な見直しを行うことが望ましいとされております。取手市においても将来の都市像を踏まえた都市計画道路の見直しは、取り組まなくてはならない重要な課題と考えております。詳細は担当部長より御説明させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは私のほうから副市長の補足答弁をさせていただきます。

きます。都市計画道路には、単なる交通機能だけではなく、都市の骨格として、まちづくりに重要な役割を果たすものと考えております。市内には39路線、71.46キロメートルの都市計画道路が定められておりまして、令和5年3月時点における全体での整備状況は、整備延長が約48.4キロメートル、整備率が約67.7%となっております。このうち、整備率が90%以上のおおむね完成となる路線が21路線、約36.8キロとなっております。また、市内の長期未着手路線につきましては5路線となっておりますが、そのほかにも長期にわたる未整備区間が存在する路線が多数ございます。御承知のとおり、将来的にも整備が困難な路線も少なからず存在をいたします。こうした路線につきましては、配置の変更でありますとか、また廃止・振替なども視野に入れた計画の見直しについて、検証を進めていくことが必要であると考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 令和3年9月に建設経済常任委員会で、都市計画道路の在り方について、現実的に整備が難しい路線については、都市計画の見直しも含め今後の在り方について検討すること、との決議がされております。今後見直しが行われていくものと認識をしております。そこで、見直しの方法の流れについて確認です。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 都市計画道路の見直しを行う際、茨城県都市計画道路再検討指針に基づき進められることかと思いますが、県の指針では、まず都市計画道路網全体を把握、再検討の対象となる路線の抽出、再検討対象となった路線ごとにカルテを作成し、対象路線ごとに必要性・実用性などの評価を行い、これらの路線を存続・変更・廃止の仕分を行った上で見直し方針を決定、最終的には都市計画の変更を行うという流れでよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。都市計画道路の見直しの流れについては、おおむね今の資料、ただいまお聞きした流れで見直しが進められていくこととなります。カルテの作成に当たりましては、都市計画マスタープランなどの上位計画による位置づけの整理、道路におけるネットワーク性の検証、安全かつ円滑な交通の確保や主要工程のアクセス性など交通機能の検証、そして都市環境や防災との空間機能の検証、そして沿線まちづくりを伴う市街地形成機能など、各種道路機能についての検証が行われることとなります。また、検討対象路線に代替となる路線の有無とか、あとは道路構造令との整合、住民意向や地形地物など物理的な制約など、事業化に支障となる要因について検証します。これらの結果を客観的に評価した概略カルテというのを、まずまとめまして、具体的に県などとの路線の協議を進めるべきかという路線を決定してまいります。そのあと、この概略カルテの評価を基に、路線別に道路管理者と都市計画道路の必要性や見直し方針について協議を行いながら見直し案を作成し、さらに県の都市計画課と必要性や都市計画上の影響について協議を行い、再編の道路網について将来交通推計の検証を行い、見直し後の道路網が交通に影響を与えないことを確認した上で、県の各関係部署との協議を経て、

実際に手続を進めるべき都市計画道路の存続・変更・廃止の方針をここで協議の後、決定することになります。また、都市計画道路の見直し方針の決定後には、都市計画の変更手続に進むこととなりますが、都市計画道路の廃止や変更が行われる際に、用途地域とか防火地域、高度地区等に影響を与える場合は、関連の都市計画も変更を併せて行っていく、こういった手順になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） では最後に、都市計画道路の見直しの時期と要する期間についてのお考えを伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。都市計画道路の見直し時期につきましては、桑原地区の事業化が将来交通量の予測に影響を与える可能性があったことなどから、これまで着手には至っていない状況でございました。今年の8月に桑原地区の農林協議の事前調整が整ったことから、事業を踏まえた市全体の交通体系、そして都市構造の変化を取り入れた見直しに向けて、速やかに取り組んでまいりたいと考えております。現在は県との打合せのほか、既に取り組んでいる県内の自治体に様々に聞き取りなどを行っておりまして、より詳細な手順や協議に当たっての留意点などを整理・確認し、準備を進めているところでございます。見直しに要する期間につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、関係機関と協議の上、都市計画道路の見直し方針を決定して、その後、最終的に影響のある部分に関しましては、都市計画の変更の手続を行っていくという一連の工程でございますので、全体を通しまして、作業につきましては複数年を要するものと今現在考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 見直しを速やかに進めていく、そして既にもうできるところから準備を進めてくださっているということでした。今年の9月に守谷のスマートインターの新設が決定、隣のつくばみらい市では新設に向けて事業が進んでおります。取手は高速道路はないものの、ほどよく絶妙な位置に隣接し、将来的に誘致可能な企業からしても大きな魅力があると思われまます。国道・県道・市道、言わば人間でいう動脈・静脈・毛細血管です。血の流れが滞れば体には様々な支障を来します。自治体も同じだと思います。令和7年度予算に反映され、道路整備を確実に進めていただき、未来に向けた大きな一歩を踏み出すことを期待して私の質問を終わります。御答弁いただいた皆様、ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、長塚美雪さんの質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 46 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 皆さん、こんにちは。午後一番、日本共産党の本田和成でございます。通告に従いまして一般質問を行います。今回は防災について、それから救急時の選定療養費徴収について、あと家賃補助制度についての3点でございます。

まず、防災についてでございます。今年も残すところ今月のみとなりました。今年には元日の能登半島地震、これに始まり、南海トラフ地震臨時情報、そういった発表など、地震や水害などの災害、これが今年も全国各地で起きております。今や日本全国、いつでもどこでも大きな災害が起きてもおかしくありません。本市といたしましても、この防災力をしっかりと高め、そして防災の取組、これは日々前進させていかなければなりません。まず、4つの防災訓練について質問いたします。これまでも避難所の開設訓練について質問をまいりました。避難所の開設訓練実施についての進捗状況、これをお伺いいたします。

〔2番 本田和成君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、本田議員の質問に答弁いたします。避難所の開設訓練ということでございます。進捗状況ということでございますが、現在、地域での避難所開設訓練実施に向けまして、自主防災組織による避難所開設体制の整備を検討しているというようなところでございます。こちら8月には、第1回の避難所開設の協力に関するアンケートを実施させていただきました。現在、取手市内で結成されております90の自主防災組織に対しまして、災害時の避難所開設についての意向調査を実施いたしました。その結果といたしましては、56の自主防災組織から御協力をいただけるという旨の回答を頂いているところでございます。また続きまして11月には、第2回の避難所開設の協力に関するアンケート調査を実施いたしまして、1回目の調査にて協力をいただけると回答がありました56の自主防災組織に対しまして、今度はそれぞれ開設する避難所を指定して、改めて自主防災組織の意向を確認させていただいたところです。そうしたところ、11月末現在で46の組織から回答がありまして、そのうち41の組織から協力いただけるという回答を頂きましたという状況でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。もう少し具体的にお伺いしたいんですけども、以前質問させていただいております鍵の問題、これについての進捗、もしありましたら御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答え申し上げます。鍵の件でございますが、こちらにつきましましては現時点ではあくまでも検討段階ではございますが、もし地域で避難所のほうの開設が可能となった場合につきましては、地震の揺れを感知しキーボックスが自動解除できるような、そういったものを私たちとしては想定しているところでございます。以上で

ございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。少し前進したのかなど、そのように感じております。

続けて質問いたします。総務文教委員会で、先日11月1日、常総市に視察の中で、ほか自治体への広域避難訓練も実施していると、そのようにありました。水害ではある程度このタイムライン、これが予測がつくところではございますけども、やはり近年ゲリラ豪雨その他、線状降水帯などで急速な水害というか、水かさが増える、そういった水害も起きております。また避難所の収容人数、これが広範囲になりますと、避難所に収容ができないというような避難が困難な状況、そういったことも考えられます。そうなりますと、ほかの自治体との連携した広域避難訓練、これも必要になってくるかと思えます。特に川向い——利根川の向こう側に小堀地区でございます。避難所は小堀の集会所ということになっておりますけども、現実的などころを考えますと、やはり我孫子市湖北台方面、こちらのほうに避難するような形になるのではないかと思います。本市でのほかの自治体と連携した広域避難訓練、この状況について御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。広域の避難訓練についてでございますが、平成27年の関東・東北豪雨及び平成30年7月豪雨を踏まえ、鬼怒川・小貝川下流域での大規模水害、いわゆる外水による災害が発生した場合において、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、取手市を含む13市町村で鬼怒川・小貝川流域の大規模水害に関する広域避難計画が策定されまして、当市において小貝川流域に大規模な水害が発生するおそれがある場合には、他市町村の避難先へ広域避難を行うこととなってございます。これまでに取手市では広域避難計画に基づいた避難訓練を実施した経緯はございませんが、市内の浸水想定区域全域を対象とした訓練を実施しているところでございます。これは洪水のおそれがある際に適切な避難行動を取っていただくことができるよう、茨城県内全市町村が台風シーズン前に、浸水想定区域内の全ての住民を対象として実施する訓練でございます。今年度につきましても、7月20日に市内6地区を選定し避難訓練を実施いたしました。当面は浸水想定区域内の地区を絞った訓練を実施し、複数年にわたり市内浸水想定区域全域で避難を行うよう予定しており、次の段階として広域避難計画に基づいた訓練の実施について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、先ほどありました我孫子市との関係でございますが、取手市では平成20年に我孫子市と災害時における相互応援協定を締結してございます。避難者の受入れについても御協力をいただいているところです。小堀地区につきましては、災害の状況により我孫子市の開設する避難所への避難も想定されますので、今後、我孫子市における避難所開設訓練の実施状況を確認しながら、小堀自主防災組織に情報提供を行うなど、連携を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。避難所に関する訓練について、今、質問

2つさせていただきました。発災時の避難所の運営、やはりしっかりと避難所開設の訓練、これやっていないと、発災が本当に起きたときにどうしていいかわからないと、適切な行動ができないと思います。常総市においても、この避難所の鍵の問題、これは課題です、と言っておりました。ですから、ぜひ当市においてその鍵の問題をクリアしていただいて、むしろ常総市のほうに教えてあげるといようなこともやっていただければなと思っております。また、ほか自治体との広域避難訓練、こちらについてもやっぱり一度しっかりとやっておかないと、避難所ってどうやって行くのかと、そういう経路とかというのはなかなかわからないと思いますので、これもどこかでしっかりとやっていただきたいなと思っております。

続きまして、庁舎の防災訓練実施について、お伺いをいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、本田議員の御質問にお答えいたします。こちらの庁舎につきましては、消防法第8条第1項及び施行令第1条の2で定める防火対象物とされております。防火対象物の管理については、政令で定める資格を有する者から防火管理者を選任し、——ちなみに、こちらの庁舎の防火管理者は管財課長が担っておりますが、防火管理者は防火管理上必要な業務として消防計画を作成する義務があります。この消防計画書は、火災や災害を最小限に抑えるための消防訓練を含む計画書となっており、本庁舎では取手市役所消防計画書として定め、計画書の第29条により年1回の消防訓練を実施しております。なお、取手市消防訓練実施内容には詳細な訓練方法が記載されており、通報訓練・避難誘導訓練・指揮・初期消火・救出・救護及び安全防護に関する訓練があり、本年度は12月の26日に実施する予定でございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。消防訓練、これは実施しているということなんですけども、近年やっぱり大地震、これがいつ起きるかというところになります。この地震を想定した防災訓練、こういったことも必要ではないかと私は考えております。例えば平日、庁舎に市民がいる場合を想定して、初期・初動対応から避難誘導、そういった避難訓練実施、それから職員向けの避難誘導マニュアル、こういったものがあるのかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問に答弁いたします。本田議員ご提案のような、大地震が発生したとしての想定での防災訓練の実施について、重要性は認識をしております。現時点では取手市役所消防計画書には、地震を想定した防災訓練の実施は含まれておりませんが、本庁舎で実施している消防訓練は、取手市地域防災計画で定めてある事業所内の防災訓練項目である通報・連絡訓練、避難誘導訓練、消火訓練、救出・救護訓練などの項目と大部分が重複しており、災害想定や訓練項目を追加することにより、地震を想定した訓練も可能と思われれます。したがって、現在の庁舎消防訓練の発災想定を地震が原因で

の火災発生と見直しまして、大規模地震発生直後の初動対応・避難誘導・安否確認・情報伝達・応急救護・初期消火などを含め、実際の災害時に対応できるような訓練が実施可能かを、関係各部署と協議して検討してまいります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。大地震が起きれば、来庁者も当然ながら職員の安全、これもしっかりと確保する必要があります。やはり先ほどから申し上げてるとおり、実際にこの避難訓練——防災訓練というんですか、こういったことをしっかりやっていると、なかなか対応というのが本当に起きたとき、なかなかスムーズに行動することができません。庁舎においてもこの辺、しっかりとした備え、準備していただければと思います。

続きまして、11月5日に行われましたシェイクアウト訓練、これについての参加状況、これをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。シェイクアウト訓練の実施状況でございますが、今年度は11月5日火曜日の午前10時に、全国瞬時警報システム——Jアラートでございますが、訓練用の緊急地震速報を受信し、市内の防災行政無線や防災ラジオなどを活用し、取手市内の各ご家庭・学校そして企業や事業所を対象に実施いたしました。訓練には合計123団体、総勢1万5,025名の方に御参加いただき、地震発生直後の、姿勢を低く・頭を守って・動かない、という身を守る3つの安全行動を行っていただきました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 今、1万5,000人ご参加いただいたということなんですけども、数字だけ見るとかなり多くの方が参加されてるなと思うんですけども。実はシェイクアウト訓練、あまり周知されてないのが実情じゃないかなと、そのように私感じております。私、戸頭団地の自主防災会、これで毎年、ハンドマイクを使って団地の中、シェイクアウト訓練をやりますというような周知、これ行っております。ところが住民の方から、このシェイクアウト訓練について、防災無線が突然鳴ったと、これについて、訓練じゃなくて防災無線の故障とか誤報だとか、そういうふうにしたということ——そういった声をいただいております。広報などでも掲載されていると思いますけども、例えば当日や事前のアナウンス、防災無線などを使ったアナウンス、こういったことでより周知を広げる必要があると思いますけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。訓練実施に伴う周知方法でございますが、こちらにつきましては広報とりでをはじめ、市ホームページ・メールマガジン・公式LINEにて事前に周知を行ってきたところでございます。訓練の周知方法につきましては、市民の皆様の混乱を避ける観点からも、防災行政無線や防災ラジオを含めた訓練当日のアナウンス方法についても、今後、対応を検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ぜひさらなる周知、しっかりとお願いしたいと思います。防災訓練は実践に即した訓練、これが必要になります。そのためには被害の想定をしっかりと定める必要がございます。その想定は最悪の事態まで考慮することができるか、この部分が私は重要だと考えております。まずは行政として、防災計画に沿って、より具体的かつ実践的な思考で防災意識を持つ、これが必要だと思います。実は、お隣の守谷市、これも防災に力を入れている自治体の一つでございます。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ守谷市の避難所のあれなんですけども、これちょっと分かりづらいんですけど、井戸とかまどベンチがあるんです。これ、手こぎの井戸になります。これ、かまどベンチになります。あと、これユニバーサルデザイントイレ、この中にはこういったものもついてるんです。これが——公園が避難所なってるんですけども、そこにこういったものがございます。あと、これに防犯カメラもついてます。守谷市は小中学校12校に災害用の井戸がございます。その小中学校を中心として半径500メートル以内、ここから外れた地域、ここの公園に14か所、先ほど紹介いたしました井戸が設置されております。災害が起きたときに、飲み水は何とかなるとしても、大量に使用するこの生活用水、ここについて大きな問題があります。災害が地震の災害のときに、例えば断水をしたとき避難所に井戸がある、その水が使えるというようなこと、これ非常に安心できるのかなと、そのように思います。公園のかまどベンチについては、最悪の事態を想定して設置したと、そのようにも言っております。災害時、本市における生活用水の確保、これについてはどのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。地域における待避所の整備と併せましてお答えさせていただきますと、取手市では現状で指定避難所以外に特定の位置づけを行っている待避所というのはございません。しかしながら水の確保という部分につきましては、取手市役所・とがしら公園・旧小文間小学校・北浦川緑地の4か所に、耐震性貯水槽を設置しているほか、市内20か所に個人の方の所有する災害時協力井戸がございます。4か所の耐震性貯水槽につきましては、取手市地域防災計画に定める衛生給水班において年に3回給水訓練を実施しており、市内20か所の災害時協力井戸につきましては、年1回水質検査を行っている状況でございます。各公園施設や指定避難所における災害時用井戸の整備につきましては、近隣市町村の先進的な整備状況を参考とさせていただきながらも、各施設における改修や更新の際に、関係各課と協議してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。協力井戸あるということは私も承知しております。ただ守谷市は、全部の地域が生活用水についてカバーされております。本市では全地域がカバーされているのか、されてないところがあるのかどうか、カバーされてないところにはどういった対応をするのか、これをちょっとお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。先ほど申し上げさせていただきましたように、市内 20 か所の災害時協力井戸ということで、市民の皆様には御協力いただいている状況がございます。現在、御協力いただいております災害時協力井戸の位置関係でございますが、市内全域を見ますと藤代地区における割合が少ない状況となっております。こちらにつきましては、引き続き市全域のバランスのよい災害時協力井戸の御提供をいただけるよう、自主防災組織等を中心に協力依頼を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。ぜひしっかりと進めていただきたいなと思います。このようなハード面での公助、こういったものも重要なんですけども、例えば本市ではそもそも自主防災組織がないと、自主防災組織はあるけれども実働ができていない、役員が交代するために稼働できてないと、そういった継続ができないということが課題となっております。守谷市では持続可能な自主防災組織、これにする取組を行っております。自主防災組織や市民の防災意識を向上させるための取組、ソフト面でのこういった支援、こういったものも公助かと思っておりますけども、本市でのソフト面での公助、これはどのような意識啓発を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市民の防災意識向上についてでございますが、近年、全国各地で震災や水害など大規模な災害が頻繁に発生している状況の中、地域防災力の強化として、自助・共助における部分の強化につながるような取組を行っていくことは非常に重要なことだと考えてございます。そのためには、まず地域での防災活動の中心を担う自主防災組織との連携や情報共有が大切だと考えてございます。取手市では毎年、自主防災組織連絡協議会総会を開催し、補助金関係の御案内のほか、先進的な取組を行っている自主防災組織を御紹介させていただき、自主防災組織全体で共有を図ってございます。今年度につきましても、桜が丘自主防災会による SNS を活用した地域での防災共有の取組について御講演をいただきました。また、自主防災組織や自治会・市民団体等からの要望に応じ、防災マップの御説明やマイ・タイムライン作成などをテーマに出前講座を実施しており、市民の防災力——防災知識向上及び地域における防災意識の向上に寄与しているところでございます。今後も地域防災力の強化として、引き続き持続可能な自主防災組織の構築に向け、連携や情報共有を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。それでは、各地域の自主防災組織の把握状況で実施している取組などがあれば、お伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。先ほども答弁させていただきましたように、毎年、自主防災組織連絡協議会の総会に加え、令和 6 年度からは各自主防災組織にアンケート調査を実施し、各自主防災組織の備蓄品状況や災害時の情報伝達手段の確認をするなど、情報共有や各自主防災組織の状況把握に努めているところでございま

す。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。何度も私からも防災の一般質問をしておりますけども、少しずつ前進しているなど本当に感じております。この守谷市でも地域の全区長と自主防災会長を集めて、年1回、防災講習会なども行っております。ふだんから各自主防災会に対して、こまめにヒアリングをしているということでした。防災訓練の実施方法、それから成功事例の共有、避難の優先順位、そういったものをこの講習会でやっている。自主防災組織への補助についても、結成時、それから防災備品や資機材の補助金、市の登録、これを5年ごとにやっております、そのときに——更新したときにも、この補助金を別で出すという取組もやっております。自主防災組織の実働状況、そのときにしっかりと確認をしているということで、持続可能な自主防災組織になるようにという取組だそうです。行政が各地域の災害・被害想定、これをしっかりと把握して、自主防災組織が適切に稼働できる仕組みというのが守谷市はできてるのかなど、そのように感じております。そのため、自主防災会の資機材の更新、それから防災意識の向上、それと特徴的なのが自助・共助の実践訓練である発災対応型防災訓練、こういったものを高いレベルの防災の取組が実施されております。この発災対応型防災訓練について、ちょっと紹介させていただきたいなと思います。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ京都市の消防局のホームページになります。京都市ではこの発災対応型の訓練というのが非常に進んでおりまして、通常の防災訓練って、どこかに集まって、そこでいろんな訓練やるわけですけども、これシナリオがない防災訓練になります。ステップ1、これが地震発生で「「いのち」を守る行動を取る」ということから始まります。この部分は本市でも行っておりますシェイクアウト訓練に相当します。今度このステップ2から始まって「「地域の集合場所」へ向かう」。次、「「地域の集合場所」で集合する」、ここで安否確認それから被害状況などを報告する。4つ、「地域で協力して活動を実施する」、このときに救出とか救護、こういった実践訓練、こういったものを行います。これ非常にレベルの高い訓練になると思います。ただ、実際に自主防災会等々でこれが行われていると——これ守谷市も実施しております。公助というのは、先ほどから申し上げてるとおり、ハード面だけではなく発災時に自助・共助、これを実践するために必要な事項、これをしっかりと支援する、このソフト面、これが非常に重要であると私は考えております。そういったことを認識をしていただきたいと思います。防災訓練も様々ございます。先日、石井議員から「イザ！カエルキャラバン！」という御提案もありました。私、非常にこれ、若い世代・子どもたちをターゲットにした非常にいい訓練だなと私思っております。若い世代って、意外と皆さんが思うより防災についての意識、高くないと感じております。そういった意味でも、防災訓練もこういったイベントをやることによって、防災は学べる、そういった観点でも、やっぱり必要なのかなと私感じております。本当に災害はいつ起きても本当におかしくありません。防災は歩みを止めずに速やかな前進、これをやっていただきたいと思います。取手市が防災の先進自治体と言われるよう

に、しっかりと力を入れていただきたいなと最後に申し上げまして、この質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 本田議員のほうから、いろいろな先進自治体の御紹介とかをいただきました。私どものほうでも災害に関しましては、この間の石井議員からもありましたように、若い世代に——小中学生ですとかそういったところに対する防災教育とか、そういったことも非常に大切だと思ってございます。また、先ほど避難所の開設訓練ということがございまして、自主防災会のことをお話しさせていただいたんですけども、市役所のほうでも福祉部を中心に、いわゆる初動期におけます避難所の開設訓練というのも実施してございます。また、地域においても自主防災組織以外でも、取手小学校の地域連携型の防災訓練ですとか、あるいは日本ファブテックさんで地域を巻き込んだ訓練というのも実施をしていただいています。また自主防災会の中でも先進的事例の取組の紹介とかをさせていただいているというような状況でございます。災害については、阪神・淡路大震災それから東日本大震災、今回の能登と、非常に大きな災害が起きている中で、これによしというところはないと思いますので、我々もそのところについては、どういったものが今現在やれるのか、やっていけるのか、将来を見通した中でその辺は訓練を積みながら、また市民の皆さんに、どうしたら安全安心で住みよいまちづくりができるのかということを防災面からも考えていきたいと思っておりますので、これによしというところはございませんので、引き続きいろんな面で調査研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 続きまして、救急時の選定療養費徴収についての質問をさせていただきます。今月の12月2日より、茨城県で救急時における選定療養費徴収の運用が開始されております。9月議会でも意見書の提案として取り上げましたけども、市民の命に関わることのないように、市民に不安が起きないように、しっかりとした認識、これを持つために質問をさせていただきます。まず本市における救急状況、これについてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。取手市の昨年と今年の救急状況の比較でございますが、昨年の令和5年11月末の救急出場件数は5,927件で、今年11月末の救急出場件数は5,924件で、昨年より3件少ない状況でございます。ここ数年の救急出場状況は、コロナ禍であった令和元年と令和2年の救急出場件数は前年より減少しましたが、コロナ禍以前と令和3年からの救急出場件数は年々増加している状況でありまして、令和3年は前年より331件の増加、令和4年は前年より815件の増加、令和5年は前年より776件増加してございました。今年は月別での増減はございますが、昨年とほぼ変わらない救急出場件数となっております。また、救急搬送者の傷病程度別につ

きましては、今年もこれまで同様に、約半数が入院を伴わない軽症患者で占めている状況でございます。以上です。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 今年の救急出動数を月別で確認いたしますと、1月が46件増加、2月が86件、4月が54件増加と、この3か月が増加している月となっております。それ以降は減少しているということで、トータルでマイナス3件ということだと思っておりますけれども、まずは大幅な増加は今年してないということで少しほっとしております。ただ、今後も増加傾向が続くのではないかというようなことには変わりがないのかなと私も捉えております。先ほどの答弁の中で、入院を伴わない軽症の患者が約半数ということなんですが、この軽症の場合というのは、いわゆる救急車の不適切利用ということになるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） 御答弁いたします。今の質問につきましては、ならないという解釈でおります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ならないということですね、分かりました。ありがとうございます。今回この選定療養費徴収について、今後この救急をするときに懸念される事項、このようなものがもしあれば伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えいたします。選定療養費の徴収につきましては、茨城県と消防で数回の事前協議を行っております。その中で消防が懸念している事項について、茨城県からの説明につきましては、消防の選定療養費の運用に関する苦情・意見等があった場合には、茨城県が作成したチラシなどを渡して、茨城県の対応窓口へ直接問い合わせよう御案内ください、との説明があり、患者から、選定療養費がかからない医療機関へ搬送するよう要求された場合はどうしたらよいか、これに対しては、搬送時間の延伸につながるため、そのような要求には一切応じることなく、救急隊は、患者の症状と、それに対応可能な医療機関の受入れ状況に応じて適切に搬送先を選定してください、との説明がありました。次に、選定療養費に関して現場の救急隊が質問されたらどうしたらいいのでしょうか、これに対しては、茨城県が作成した患者向けのチラシなどを活用いただきながら、現場活動の支障とはならない可能な範囲でお答えください、との説明があり、また傷病者や家族などの関係者ではなく第三者からの通報があった場合は、選定療養費は徴収されないのか、これに対しては、交通事故などで第三者が要請した場合でも、呼ばれた救急車を実際に利用するかしないかは本人の判断となるため、要請時の緊急性が認められなければ本人が徴収されます、との説明があり、さらに選定療養費の該当病院に受入れが決定した後、療養費の問題から搬送が拒否されて不搬送となり、その容体が急変した場合の責任はどうなるのか、これに対しては、救急隊は患者に対して、緊急性が高ければ徴収されないことを説明の上、搬送に応じるように説得していただき、それでも搬送を

拒否された場合は、結果責任については患者本人が負うものと考えてます、との回答がありまして、そのほかにも各消防本部・局から寄せられた細かな質問に対しても説明はなされております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。何だか選定療養費の説明とか、そういったところで通常の救急業務以外の懸念があるんだなということが今聞いて思いました。現場の負担が本当に増えなければいいなと、そのように感じております。

続いて、選定療養費徴収をするかどうか、これ最終的には医師の判断とされております。これも意見書の提案時に質疑ございましたので、ここも明らかにしておきたいなど思っております。この医師の判断基準について、県からどのように説明を受けたか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの本田議員の御質問にお答えいたします。先ほど市内の状況につきましては消防本部より答弁がありましたが、茨城県内における救急搬送件数なんです、過去最大のペースで増加しておると聞いておまして、その6割以上が重症や軽症にかかわらず一般病床数が200床以上の大病院に集中することで、負担が大きくなっているという現状が課題となっております。救急医療現場の逼迫が懸念される状況となっております。そのような中で御質問のとおり、令和6年12月2日の午前8時30分から、茨城県が新たに策定したガイドラインの下、救急要請時の緊急性が認められない場合、一部の大病院において選定療養費が徴収されることとなりました。取手市内ではJAとりで総合医療センターが該当いたします。選定療養費徴収の医師判断における基準に関しましては、茨城県が示しましたガイドラインにおいて、緊急性の評価の目安が具体的に幾つか示されております。緊急性が認められない可能性がある主なものとしましては、軽い切り傷のみ、微熱のみ、風邪症状のみなど、また緊急性があると判断される可能性が高いものとしては、物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい、けいれんが止まらない、突然の高熱など、こういったものが挙げられております。しかしながら、最終的にその緊急性につきましては、初療時に医師が医学的見地から総合的に評価することとされております。なお、急な病気やけがで救急車を呼ぶかどうか迷った場合には、市民の方々が相談できる場として、24時間365日の茨城県救急電話相談の活用についても、県のホームページなどに掲載されております。県では今回の選定療養費の徴収開始に合わせて、緊急電話相談件数が増加することを想定し、特に応答率が低下する日曜日・祝日・年末年始の回線数を大幅に増やして対応するとのこと。また、県民の皆様からのお問合せ窓口を開設し、県の医療政策課内に専用の電話回線を設置しております。軽症者の増加によって救急搬送や医療の現場が逼迫してしまうこと、これは大変大きな問題ではございますが、今後も市民の皆様が安心して救急医療を利用できることは大変重要であり、緊急性のある症状の場合には、ためらわずに救急要請していただきたいと考えております。今回の県の取組において、救急車の有料化といったような誤解が生じ、本当に必要な方が救急車を呼ぶこ

とを控えてしまうことはあってはならないことと考えており、市としては正しい情報を適切に周知してまいりたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。どのように判断されてますかという質問に対して、非常に答弁が長いと非常に感じております。切替えをお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ松阪市のホームページです。ここに一次救急のあり方ということでいろいろ書いてあるんですね。それで、このページ。これは、松阪市については入院に至らなかった場合、徴収をするというようなことがされております。入院をしなかった——この14番の帰宅者の主な傷病別割合及び選定療養費徴収割合という表があります。ここです。例えば1番の打撲傷、帰宅した方199人です。そのうち徴収21人です。1%【「1%」を「10%」に発言訂正】が徴収されているんです。これ何で徴収されたかという、医師の判断です。じゃあほかの99%【「99%」を「90%」に発言訂正】の人はなぜ徴収されなかったのか、1%【「1%」を「10%」に発言訂正】ですよ——いいですか、これほかに、例えば打撲傷で199人。ただ先ほど申し上げたように、松阪市は入院をしなかった場合に選定療養費徴収の対象になるとされています。ということは、本来であればこの199人が徴収の対象なんです。その徴収ありが21人なんです。これが医師の判断なんです。先ほどのページの中で、一番最後に問題点、今後の課題というのが書かれております。ここに、選定療養費徴収ありの方は病院間や医師間で件数の差が見られたと、そのように課題とされております。私はここを問題視しているんです。切り替えてください。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ茨城県のホームページです。これリーフレットあります。先ほど部長の答弁があったのって、恐らくこれだと思うんです。緊急性が認められない可能性がある主な事例、このことを言ってるんじゃないかなと思います。ここに、緊急性が認められない可能性、と言っているんです。ですから、ここについて徴収の可能性があると言っているということは、言い返せば、別の病気の緊急性がある可能性があるということです。市民が救急車を呼ぶかどうか迷うのは、この「イ」の緊急性が低い症状、ここに相当する症状のところで迷ったときどうするかと。そういったケースに救急車を呼んだとして、例えば時間外の救急、それから専門医・担当医・かかりつけ医、そういうときにいなかった場合に、どのように医師が判断するのか。医者が医学的見地について判断すると言っておりますけども、必ずしも正しい判断するわけでもありません。私は非常に、子どもが病院にいろいろかかっています。そのときにこちらから——患者側から指摘をして、誤りでしたということは何回もあるんです。そういったときに、本当にこの徴収が正しくなるのかどうか。実は私たち日本共産党の茨城県の県議団——議員団、これ11月に県に要望懇談しております。そのときに、茨城県のこの方針、これについても懇談・質問させていただきました。この選定療養費徴収について、私がこの松阪市の例、これも挙げまして、この

「イ」についてどういうふうに医師が判断するのか、これを質問しております。その時、茨城県の担当課は、原則徴収することはない、よほどの確信がなければ取らない、このように答弁しています。つまり今回の運用について、実情としては、救急車が市民が必要だと思った場合においては今までと何ら変わらない運用なんです。そうしますと何が重要かという、これ市民にどういうふうにしっかり周知するか、ここが非常に重要になってきます。先ほど＃7119について御答弁いただきましたけども、ここについても茨城県の、実は9月にネットアンケートを行っております。＃7119、＃8000番、この認知度についてです。＃7119は17.1%、＃8000番は7.2%、両方知ってると言ってるのは14.8%、これしかないんです。さらに医療相談アプリ・ガイドブックの認知度、これ知ってる者はないと、そのように回答してるのが79.5%あります。実際、既に広報・ホームページに出しておりますけども、取手市として市民への周知、これどうするのか、これをお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。今、本田議員がおっしゃられましたとおり、私どもの役割としましては、選定療養費のことはもちろんですが、救急の電話相談であったり体調の確認の仕方であったり、どのような場合にどのような行動を取るべきかということ、正確な情報をきちんと伝えるという役割がとても重要であると感じております。今回の選定療養費の徴収に関しましては、県のほうでも様々な媒体を使って周知はしておりますけれども、私ども市としましては、先日の広報に掲載させていただいたのと、また11月末にはホームページのほうにも掲載させていただいております。やはり選定療養費という言葉自体もとても難しいということもございますので、なるべく分かりやすくということで工夫はさせていただいております。またそれのみならず、私たち保健センターのほうでも、小児の救急であったりとかということに関する対象者のお母さん方も健診等でもいらっしゃいますので、そのたびごとに、もちろん体調、お子さんのことも確認しながら保健師のほうでも相談・指導を実施しておりますが、これらの救急の考え方、また救急車の使い方であったり、また、どのようなときにどのような判断をすべきかということも個別で指導もしている状況でもございます。またそれと併せまして、関連する課ということで高齢福祉課であったり社会福祉協議会であったり、様々な方々が救急ということには関わってまいりますので、市全体の関連する各課におきましても、県が発出しておりますチラシのほうを配布をお願いしているという状況でもございますので、今後も引き続き、様々な媒体を使って周知のほうは徹底してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。周知、本当にこれは十分にやらないと、これ本当に勘違いをされて市民の命に関わることだと、私そのように思います。どのように周知すれば本当に行き渡るかというの、これは本当に工夫が必要だなと、そのように思っております。最後にちょっとお聞きしたいんですけども、体調を崩した場合、例えば救急車を使用しないとして、夜間などで時間外に取手市民を診察してくれる病院というのは、

何か所あるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。夜間診療というのは基本的に病院のほうでは難しいと思います。取手市の場合には休日夜間ということで、取手市医師会のほうで休日夜間を担っていただいております。また小児救急に関しましても、JAとりでと守谷第一病院のほうで、日にち・時間が担当制となりましてやっております。また、常総の輪番制ということでも日にちを決めまして、病院のほうで担当制で救急のほうも担当していただいているということもございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 1か所とか2か所しかないということですよ。そもそも、茨城県の選定療養費の運用見直し、これ目的というのは、そこなんです。医療現場が逼迫するのを解消するためと言ってるんです。救急の出動数を減らすためじゃないということを確認に言ってるんです。なのに、時間外では1か所か2か所しかないというのが現状なんです。これ、言ってもどうしようもないんですけども、どちらにしても12月2日からもう既に運用がされております。ですから、市民の命や健康が損なわれないように、しっかりと正しい情報の周知徹底——周知ではなくて周知徹底、これをお願いしたいと思っております。以上でこの質問は終わります。

最後に、住宅政策についての質問になります。お願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） こちらは柏市の市営住宅になります。団地になってまして、5棟182戸、こういった——これ柏市のマークなんですけど、あと団地でこういう形のマンション群みたいな形が出ております。非常に大きな団地になってるんですけども、この柏市を含めて近隣の守谷市それから我孫子市、龍ヶ崎市、こういったところも平成年代に市営住宅が建設されております。本市の市営住宅というのは築40年以上経過していると認識しております。公営住宅法では、国民の生活の安定と健康で文化的な健康を営むに足る住宅を整備しと、そして国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とありますけども、この公営住宅法や地方自治の観点において、本市での公営住宅の意義や目的、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。市では住宅に困窮する低額所得者などに対し、低廉な家賃で賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした公営住宅制度の趣旨に基づき、昭和40年から49年までの間に、13団地314戸の市営住宅の整備を進め、住宅の量的な不足の解消に大きな役割を果たしてまいりました。現在では8団地267戸を管理しており、いずれの団地におきましても、議員ご指摘のとおり築40年以上を経過いたしまして、建て替え等の更新時期を迎えております。こういった住宅の老朽化は顕著でありまして、建て

替えや長期的な維持管理の検討だけでは様々な課題がございます。このため市では、施設の管理計画を基に予防保全や耐久性の向上など、計画的な維持管理に努めるとともに、併せて様々な住宅制度の導入についても検討のほうを始めております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。公営住宅は20年間で42万戸、全国で減ってるそうです。総務省で5年ごとに調査している住宅・土地統計調査、これが今年の9月25日に、23年分が公表されております。それを見ますと、高齢者の住まいについて、全国5,500万世帯のうち高齢者がいる世帯、これが42.7%の2,375万世帯だそうです。この中で高齢者の単身の世帯、これの借家率が32%となっております。賃貸住宅の中で公営住宅世帯の高齢者——高齢者の住まいですね、この高齢者が公営住宅に住んでいるのが1,103万世帯で、これは全国の公営住宅の63%を占めてるそうです。これに対して、34歳以下の若者、この住まいの特徴というのは、持家に住んでるというのが2.8%しかありません。この全若者世帯の約75%が民間の借家に住んでおります。次に借家の家賃状況になりますけども、これ前回調査の2018年から、この5年間で大幅に値上げがされております。2003年からの20年間で借家全体、この家賃が平均8,600円値上げになっております。このように今の物価高、それから高齢化社会において……

〔チャイム音〕

○2番（本田和成君） （続）住まいに関する状況、非常に厳しくなっております。住宅に困る世帯、今後も増加していくのではないかと、そのように想定がされます。先ほど御答弁いただいたように、これから新しく建て替えるとか新たに建設する、これ工期もお金も非常にかかります。現実的ではないと私も同様に思っております。そうなりますと、やはり家賃補助制度、それから民間住宅の借り上げ、こういったものも含めた住宅政策、これが必要じゃないかなと感じております。今年の3月の予算・決算委員会で遠山議員が民間の借り上げについて質疑をしております。またこのときに県営住宅の誘致、これについても触れております。家賃補助制度の創設も含めて、民間の住宅の借り上げ、県営住宅などの誘致についてどのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の御質問に御答弁させていただきます。公による安価な住まいの提供手段については、当市で求められる住まいの形態を精査し、市の現状に適した方向性を見定めることが重要であると考えております。御質問の家賃補助制度についてでございますが、民間の賃貸住宅を活用し、その家賃の一部を補助する制度でございます。この制度につきましては現在検討段階ではありますが、補助対象となる方は、市営住宅入居要件を満たす方と考えております。さらに、その制度を適用させる物件の登録のため、市内不動産会社との協議が必要であると考えております。この制度のメリットといたしましては、まず市において、あらかじめ募集時に補助を行う入居者数を調整できるほか……

〔チャイム音〕

○管理課長（山田哲也君） （続）契約については入居者と家主の間で締結されるため、その事務手続や建物の管理責任が市に発生しないため、効率的な運用が期待できることが挙げられます。また、入居者にとりましては、要件が満たされれば、補助を受けながら既存の市営住宅にかかわらず入居物件の選択ができる自由度が担保されるほか、制度に適合する物件への引っ越しが可能である点も、入居希望者にとっては利点かと考えます。さらに家主にとっては、登録することにより新たな入居者を獲得する機会が増え、アパート等の入居率の向上につながる点でございます。一方、課題といたしましては、民間市場における賃貸借契約で家主と借主のお互いの同意による契約を行うため、市営住宅のように幅広く入居者を受け入れることができないという一面もございます。

〔チャイム音〕

○管理課長（山田哲也君） （続）実施例につきましても全国的には少ない状況ではございますが、近隣では、ひたちなか市が実施していることから、先進地の状況もよく把握しながら、当市において有効な制度となるものか、見極めを行いながら検討している状況となります。以上です。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

次に、杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） 創和会、杉山尊宣です。午後のこの時間、ちょっと後ろが寂しくなりましたが、頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。今回、一般質問で取り上げさせていただく内容は、今年第1回目の定例会でも取り上げさせていただきました学校施設整備についてを、違う視点で問題提起させていただきたいと思っております。それでは通告に従い一般質問を始めさせていただきます。子どもたちが何不自由なく、質の高い教育を受けられる環境の整備は言うまでもなく重要であり、未来を見据えた学校の整備、今を考えた学校の整備、社会情勢や地域の環境変化など日々変わっていく課題も捉えながら、今後も未来を担う子どもたちが大きく成長できる環境を常に考えていく必要があると思っております。文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、学校施設の計画設計におけるガイドラインである学校施設整備指針を示しております。まず1つ目に、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備とし、学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画すること。2つ目に、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保とし、良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性・防犯性など安全性を備えた施設環境を形成することが重要であり、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成できるよう、生活の場として快適な居場所を計画し、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮すること。3つ目に、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備を考え、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進し、災害時における地域の避難所としての役割を果たすこと、景観や町並みの形成

に貢献できる施設として計画することが重要である、とされており、とされております。そして取手市においては未来をつくる世代を育むまちづくりを掲げ、子育て世代への支援を切れ目なく展開していくとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長と発達のために良質な教育を提供することを目指し、子育てしやすいまちづくりと未来を担う人材を育てる学校教育を重点施策としております。本市ではこれまで、児童生徒が安全で快適な環境で学習ができるようにと、各小中学校の施設整備が進められてまいりました。取手市公共施設等総合管理計画を基に取手市学校施設整備長寿命化計画を策定し、学校規模の状況や児童生徒数の推移、学校周辺の公共施設の状況などの環境を適切に反映していただいていると思います。来年度からは、学校体育館・武道場の空調整備も順次控えており、これまでの大規模改造工事に加え、耐久性や省エネ性能の向上を図るとともに、多様な学習環境の場を提供できる長寿命化改良工事を進め、バリアフリー化についても行っていくとお聞きしております。そこで今回まず初めに、今後も様々な学校施設整備が行われていく中で、これまでの整備状況を踏まえて、小中学校の駐車場の整備状況についてお伺いいたします。

〔5番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 杉山議員の御質問に答弁いたします。小中学校の校舎等の改修につきましては、現在、取手市学校施設長寿命化計画に基づき学校施設の改修を進めております。今年度は白山小学校長寿命化改良工事が3年目を迎え、校舎の長寿命化改良工事等を行っているところです。また高井小学校では、児童数の急激な増加に対応するため校舎増築工事等を進めているところです。今後も財政状況、社会情勢等を踏まえた上で、児童生徒により充実した教育環境を提供できるよう、適宜計画の見直しを図りながら、学校施設の整備を進めてまいりたいと考えています。小中学校の駐車場整備状況につきましては、教育部長より答弁させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 杉山議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。小中学校の駐車場の整備状況につきましては、今回改めて確認させていただきました。学校により舗装されているものや砕石敷きなど様々で、学校に在籍している教職員が駐車するためのスペースは確保している状況です。また来客用の駐車場についても、各学校で台数の違いはありますが設けられている状況です。各学校とも敷地内の空きスペースを有効に活用し、駐車スペースを確保しているのが現状となっております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、教育長からもあったとおり、まさに白山小学校では改良工事の最中で、今後も周辺の状況も勘案しながら計画に基づき進められていくものと思います。そして井橋部長からは、改めて今回、駐車場整備の状況を各学

校に確認したとありましたが、今回の調査を受けて市内小中学校の学校駐車場の必要性について、市の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。文部科学省が作成してございます学校施設整備指針、こちらによりますと、職員や学校開放時の住民等の駐車場を設ける場合には、児童生徒等の安全を確保した上で、必要とする面積を適切な位置に配置することが重要であると示されております。各学校におきまして、教職員用の駐車スペースについては確保できているという状況でございますが、雨天時の登校の際、保護者の送迎車両の駐車スペース、そういったところまでは確保できていないのが現状でございます。これまで、学校の改築や増築また大規模改造工事を実施する際に、必要に応じて駐車場の整備を行ってまいりましたが、今後も大規模な工事の際に駐車場のニーズなどを確認し、さらなる整備を進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、答弁あったとおり、やはり一部の学校においては、保護者の送迎やその他車両の駐車スペースまでは確保できてないという認識だということが分かりました。先ほど答弁で、学校の改築や増築また大規模改造工事を実施する際に必要に応じて、というふうにありましたが、これまで大規模改修工事期間以外に例外的に整備を行った事例はあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。平成26年度の旧吉田小大規模改造工事を実施するに当たりまして、教職員や来校者用の駐車スペースの不足が予測をされたため、平成25年度に先行してプール北側敷地駐車場整備工事を行ったという事例がございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 答弁ありがとうございます。それでは次に、使わなくなったプールのお話にちょっと触れたいと思います。今回、私も改めて各学校のプールの位置なども確認させていただきましたが、各学校、結構目につく場所というか、結構いい場所にプールがあるんだなというふうに感じさせていただきました。他市の事例においては、釣堀として活用していたり、養殖場としている例や、跡地を防災用品等の貯蔵庫にしている例もありました。本市のこれまでの学校整備においては、プールを解体し駐車場にしている例を見受けますが、その他、使わなくなったプールの今後の利活用については、何か考えはありますか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。使わなくなったプールの今後の利活用の方法という御質問でございます。現在のところ、具体的な方針は決まっておりません。近隣市のほうにも確認させていただきましたところ、民間プールの活用などによりプールが使われなくなっているという現状が、いずれの市においても今後の利活用について未定となっているというお話がありました。使わなくなったプールの利活用につきま

しては、令和5年第1回定例会におきまして、染谷議員からも提案のございました、太陽光発電の設置などということも有効であるというふうに考えておりますが、教育委員会では令和4年度の白山小学校長寿命化改良工事、そして今年度の高井小校舎の増築工事におきまして、プールを解体しまして駐車場の整備を行ったところでもございます。また来年度施工予定の永山中学校改修工事においても、同様の整備を計画しているという状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。様々なアイデアや提案がある中ですが、現状はプールを解体して整備を行っているということが分かりました。では、プール解体及び駐車場整備費用についての詳細や、その整備に当たっての国の補助金や交付金などのメニューに該当するものはあるのか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それでは、お答えさせていただきます。令和4年度に実施しました白山小学校長寿命化改良工事の中で行ったプール解体及び駐車場整備の工事費でございますけれども、おおむねプールの解体には約3,000万円、駐車場の整備に約2,000万円の費用がかかってございます。なお費用につきましては、施工の難易度であったり施工方法であったり、また近年の工事費の高騰により変動するものと考えてございます。また、プールの解体及び駐車場の整備費用に関する補助金という御質問でございます。こちらにつきましては活用ができるものが現在ございませんけれども、地方債の中の公共施設等適正管理推進事業債というものが活用することができる可能性があるというふうに認識をしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。もし何か補助金とか交付金等が受けられるのであれば、活用していただいて推進していただきたいなというふうに考えて質問させていただきましたが、かなりの金額がかかるということで、部分的に解体して埋めたりですとか、その他いろいろ費用削減できる方法も、今後ちょっと検討していただいて進めていただきたいなというふうに思います。

次に、本市においても少子高齢化・人口減少は避けられない状況ではありますが、これから様々な開発が進んでいく中で人口が増えてくる地区もあると思います。そこで市では、今後の児童生徒数の推移についてどのようなお考えがあるか、お聞きいたしたいと思いません。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。今後の児童数の見込みという御質問でございます。この5年間の児童生徒数の推移を見ますと、市全体としては減少傾向となっております。しかしながら一部、ゆめみ野地区の人口増により、高井小学校及び永山中学校では児童生徒数の増加が見られるほか、今後、取手駅西口の再開発事業により、白山小学校及び取手二中においては、一時的ですけれども児童生徒数の増加が見込まれているというような状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり駅前の開発事業による影響ですとか、桑原開発についても大きな影響を及ぼすものと考えております。今後の開発に準じて一部地区において、一時的ではありますが児童生徒の増加が見込まれる認識であるということです。そこで、生徒数の増加によっては教師の増員も行われていくと思いますが、具体的にどのような対応になるのかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。生徒数の増加によって教員——教師の増員がされるのかという、具体的にどのような対応という御質問でございます。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令に基づきまして、県教育委員会が定めました学級編制基準案により学級数が編成されております。よって、基本的に児童生徒の増加に伴い学級数が増加した場合には、教職員の増加が見込まれるものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。では次に、少し冒頭で申し上げましたが、文部科学省が示す学校施設整備指針の中に、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進し、災害時における地域の避難所としての役割を果たすこと、とありますが、地域拠点としての防災機能強化の視点からの整備についての考え方をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それでは、お答えさせていただきます。学校施設は、災害時におきまして避難所として活用されます。防災機能を強化していくことが重要であると認識をしております。そのために現在、体育館・武道場への空調設備設置に向けた設計を行っているところでもございます。また白山小学校長寿命化改良工事内では、マンホールトイレであったり、かまどベンチなどの設置を検討しているという状況です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。取手市地域防災計画の中にも、取手小学校、取手第二中学校、戸頭中学校は地区の活動拠点にも選定されております。有事の際には重要な拠点にもなり得ると思いますので、防災機能強化の面からも整備をお願いしたいと思います。これまで様々聞いてきましたが、市内小中学校で駐車場や施設に関することで要望や苦情などが市に寄せられて認識しているものはあるのか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。要望や苦情などという御質問でございます。教育委員会で把握しているものとしましては、取手二中の体育祭のときに、市役所駐車場へ保護者が駐車をしてしまいまして、市役所来庁者が駐車するスペースがなく御不便をおかけするという事案がありました。また雨天時の登校の際、保護者による送迎というものがやはり多くなってきてございます。一時的な路上停車による

一般車両の通行に支障が生じる事案が発生しているというところは認識をしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、答弁にあった取手二中の状況ですが、聞いているところによると、緊急時に生徒を引き渡すためのロータリーのようなスペースがなく、保護者への生徒引渡しに困難である、緊急車両への出入りが困難、職員の出勤時間と生徒の登校時間が重なり、同じ動線で移動するのが大変危険であるというような声も上がっております。市としての見解やこれまでの対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。現在、二中の教職員で約40台の車両が駐車しており、また来客用としては2台分のスペースを確保しております。また、教職員の通勤時の車両動線と生徒の登校時の動線が同じであると、教職員の出勤時間と生徒の登校時間が重複することから、接触事故等の発生が危惧されておまして、学校からも駐車場整備の御要望をいただいているという現状がございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり直接、要望も上がっているとのことでした。あと、まさに今、市内全校でコミュニティ・スクールも始まり、学校運営協議会委員の方々や地域の方々も多数来校される機会が増えました。地域と学校が一体となり学校づくりを進めていく上でも、教職員以外の駐車スペースはもう少しあってもいいのかなというふうに思いますし、登校時の動線が同じであることも、安全面から見ても対応が必要ではないかと思えます。また、あそこは入り口も狭く、校舎内でも一方通行のような形であり、非常に不便であるという点も考慮すべき点であり、先ほども申し上げましたが、緊急車両の出入りが困難という点に関しても、児童生徒に大きな影響を与えるために早急な対応が必要だと思います。そして、その他、実際に学校に届いてる声では、学校脇の歩道は生徒だけでなく市役所職員など通行者が多いため、子の送りで路上駐車する車があると歩行者の通行を妨げ大変危険である、直接通勤している地域の方から路上駐車について苦情をいただくことがあった、また先ほど答弁にもありましたが、体育祭の当日、駐車場の確保ができないため車での来校を遠慮してもらっているが、隣の市役所に駐車する保護者が大勢いて、一般利用者が駐車できずに迷惑していると市役所管財課より連絡が入った、その後、一般利用者の方から、この迎えの車によって市役所に入ってくる車も、出ていく一般の方の車も立ち往生しているとの苦情があった等々、様々な声が上がって、その対応として、学校行事開催日においては取手市役所に駐車をさせないため、教頭先生やPTAの役員等、複数名を配置したり、専用の駐車禁止のパイロンの使用、表示ボードを持って口頭での注意喚起、悪天候時の生徒引渡しでは、長時間にわたり10名以上の職員を配置して車の誘導を行ったりと大変苦慮をされているそうです。これまでの様々なやり取りを踏まえて、今後の小中学校駐車場整備計画についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 答弁させていただきます。教育委員会としましては、小中学

校舎の長寿命化改良工事などの大規模な工事に合わせて、必要に応じて駐車場の整備を行っていきたいと考えております。また今、議員からお話のありましたコミュニティ・スクール、今年度から市内全校で始まりました。地域の方が学校に来る機会も増えることが予想されますので、駐車場のニーズ等も今後さらに確認していきたいと考えております。また今お話がありました取手二中につきましては、以前からやはり車両の動線、生徒と教員とが重なってしまうというのは、学校からも相談を受けております。今後、この生徒の安全性の確保の課題もあることから、今後は学校と協議したいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。二中の周辺は皆さんも御存じのとおり、現状、道路沿いが大きく防草シートに覆われていて、使われてないプールの周りも繁茂し、見栄えもよくない状況であります。今後、整備が進めば、景観や町並みに配慮するという上でも、あとは安全面・防犯面でも大きく変わると思います。ただ、今学校と協議していくと、前向きな答弁と受け止めましたので、できる限り早い対応を望みたいと思います。今回取り上げさせていただいた問題については、二中だけでなく市内の学校において、問題の大小はあれ不便と感じているところはあるんじゃないかと思います。昨日も石塚教育長からありましたが、これからさらに地域と学校が一体となって地域の核となる学校運営をしていくという観点からも、こういった問題、今一度見直しをしていただきたいというふうに思います。

その他、廃校の問題であります。井野小学校の体育館利用時には主にグラウンドに車を駐車しておりますが、水はけが悪いために、雨天問わずぬかるんだ状態であるということも聞いております。また、井野なないろ保育所の駐車場も、今後、旧取手一中の体育館の整備によって見込まれる利用者と子どもの利用者と子どもの送迎等々重なったりした場合、駐車場が足りなくなるのではという声も聞いております。そして災害発生時には、先ほど申しあげました各学校については避難所となる役割も果たすため、防犯面の強化はもちろん、周辺環境の状況や迅速な対応が出来る動線の確保等も検討し、様々な状況を想定、見聞きしていただいて、優先順位をつけて整備を進めていってほしいというふうに思います。

最後に、今回取り上げさせていただいた問題は、教育委員会の問題だけではなく、全庁的に考えていく必要もあると思いますので、政策的な面も含めて、今後ご検討いただきたいというふうをお願いを申し上げます。何よりも本市の明るい未来を担う子どもたちが、安全安心に学ぶことができ、生活できる学校環境の実現を目指して、施設整備を柔軟に取り組んでいただければというふうに思います。今回の一般質問によって再度着目していただいて、市内全小中学校の在り方についても考えるきっかけになれば幸いです。ぜひ実現に向け動いていただけることを改めてお願いしまして、私自身も今後も学校施設整備に目を向けて地域と共に学校運営を考える立場としても、一緒に尽力していくことを申し上げます。今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

14時45分まで休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時45分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。本日の一般質問、2015年に起こった事件でございます。10年が経過いたしました。この事件を巡って、本来なら歩むべき道があったのに、そうはならなかった、心ならずも横にそれたり後戻りしたり、何人かの方々の運命を狂わせてしまったという事態を生じさせてしまいました。この事件は司法の場に移り、本年10月31日、控訴審で判決、そして11月には県が上告を断念して裁判は終結いたしました。判決では、自殺につながるいじめはなかったという判断でございます。私は今回の質問事項、「いじめ自死」といわれた事件というようにさせていただきました。この機に改めて問い直したいと思えます。世間で注目されていた事件でございます。事実に基づく議論とするために、私は判決をよりどころにしたいと思えます。多くの方々に理解と納得をいただくためには、判決により各事実を判断することが適切だろうと思うからでございます。事件の発生から、県の調査委員会の報告書、そして報告書に基づく不当な処分、それに対しての女性教員の訴え、そして今回の判決となってきたわけですが、現在の取手市の幹部はいずれかの立場で関わっております。そこでまず、判決を受けて、市長、伊藤副市長、教育長に所感をいただきたいと思います。

〔17番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 細谷議員の御質問に答弁をいたします。最初に、お亡くなりになりました女子生徒の御冥福を、改めてお祈りを申し上げます。本件については、平成27年の事案発生後、市の教育委員会において立ち上げた調査委員会が解散し、その後、平成29年に、市からの委託によって県の知事部局において調査委員会が設置をされました。その後、平成31年の3月に、取手市が茨城県の調査報告書を受領し、茨城県教育委員会による担当教員の停職処分の決定がなされた際、私は県議会議員という立場でございました。その立場において、県の調査委員会を立ち上げる以前にも、県議会の委員会の場で、県にも協力をいただきながら検証をし、再発防止策を講じていく必要がある旨を申し上げます。そのような中、教員側からの懲戒処分取消しの提訴、そして判決という流れを改めて振り返る中で、その判決を重く受け止めているところでございます。今後も、教育委員会としっかり連携を取りながら、安全安心な学校運営に努めていく必要があるものと認識をしております。

○議長（岩澤 信君） 副市長、伊藤 哲君。

〔副市長 伊藤 哲君登壇〕

○副市長（伊藤 哲君） 細谷議員の御質問に答弁をいたします。私は、平成 30 年度から昨年度まで、取手市教育委員会の教育長として、この事案に関わってまいりました。その間、学校現場の教職員の方、教育行政の方、いろんな方とやり取りをさせていただきました。その上で、改めて、お亡くなりになった女子生徒の御冥福をお祈りいたします。担当の教員のほうから、茨城県教育委員会の懲戒処分に対して提訴がなされ、今般、判決が確定したことに対しましては、私自身大変重く受け止めておるところでございます。現在に至るまで、学校教育の場におきまして、子どもたちが安全で安心した活動の場を確保してもらって、その上で子どもたちが心身ともに健全に成長していく、これが一番大切なことだと私は感じております。その中で、いじめの防止等につきまして、さらに推進していくことが大切であるということは、今も変わらず持ち続けております。立場は変わりましたが、今後も引き続き教育委員会と連携を図ってまいるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。まずは、お亡くなりになられた女子生徒の御冥福を、改めてお祈りいたします。本事案があった当時、私は寺原小学校の校長をしておりました。同じ取手市内中学校で起こった事案であり、その際、女子生徒の訃報を聞き、深い悲しみに包まれたと同時に、自校の学校経営を振り返り、決してこのような悲しい事態を起こしてはならないと、強く思った次第です。その後、取手市を離れましたが、茨城県県南教育事務所、茨城県教育庁義務教育課に勤務しながらも、本事案については常に気にしておりました。今回の裁判の判決につきましては、真摯に受け止めております。今後、教員本人の考えを踏まえながら、県教育委員会と協議し、現場復帰について適切に対応してまいります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 今、お三人から所感をいただきました。今回の質問は、このことについて議論する場ではないのでとどめたいと思いますが、問題は判決、その判決は県の報告書を、事実認識について、ことごとく否定したということです。つまり、女性教員の訴えが 100%認められた判決でございます。これを受けて今後、ぜひこのことを重く受け止めてまずいただきたいということを申し上げて、質問を進めさせていただきたいと思っております。まず最初に、停職処分以降、被処分者である担当女性教員に対する対応でございます。今、この女性教員は研修を受けております。この研修がどのようなことを意味するのか、この点についてお伺いいたします。教員には各種研修があると思っておりますが、誰の権限で研修の派遣を決定するのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。学校の教員の研修には様々な種類がございます。文部科学省、茨城県教育委員会、茨城県教育研修センター、地区所管の教育事務所、市教育委員会など、それぞれの組織が主催する研修があり、研修を主催する組織の長の権限で研修が決定いたします。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 研修の主催者が決定するということですが、今回の女性教員の研修は誰が決定したのか、どの機関の誰の責任で行われたのか、明らかにしていきたい——いただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。研修につきましては、市教育委員会と県教育委員会が協議し、市教育委員会教育長の責任の下に決定をいたしました。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 教育長の責任で行った研修ということですが、この研修、生徒の前には立たせないという意志が働いていたのではないかと。実は、教壇に立たせてはいけないという世論が見られました。具体的には、教壇に立たせることは許せないという、遺族から働きかけがあった、こういうことから研修になったのではないかと。つまり、教壇に立たせない壁として研修があったのではないかと、こういう声を聞いたことがございます。この研修はいつから始まったのか、そしてその意図は何か、この点について明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。研修の開始は令和2年3月31日からとなります。教員の意向や体調を考慮することを第一に考え、研修の実施前に、県教育委員会や教員の御家族と複数回協議いたしました。そして、現場へ復帰する前に現場復帰のための研修を行うことといたしました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この市の主催で教育長が派遣した研修、これにおいて県教委と協議する必要はどこにあったのか。県教委の指示で研修としたというようなことなのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。県教育委員会に任命権がありますので、市教育委員会と任命権のある県教育委員会とが研修について協議することが一般的です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 一般的なことは分かりました。今回、この特定の教員の研修であったのかどうか、これは一般的な研修だったのか、何らかの特定の目的を持った研修なのか、このことを知りたいんです。県教育委員会と協議するという事は、こういうことにおいて——一般的じゃなくて、こういうことにおいて通常あり得るのかどうか、そしてこの研修を県教育委員会は了解していたのかどうか、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 御答弁させていただきます。研修の前に、市教育委員会教育長の決定ではございましたが、県教育委員会と教員の今後につきまして、どういうふうにしたらいだろうという協議が必要でございましたので、それで協議をさせていただいたということでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この研修を受ける教員側のほうは、この研修をどのように受け止めていたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 御答弁させていただきます。教員とその御家族とも合意形成の上、研修を始めたと認識しております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この点については、私は違和感を持っています。それは10月30日、高裁で判決がありました。そのあと記者会見が行われたわけですが、私もその場で傍聴をしておりました。そのときに被控訴人の代理人の配偶者——つまり教員の夫ですけれども、その方がコメントをしております。その際、研修についても触れられました。強い研修だ、と言われました。そして、5年の長期にわたる研修を強いられたと、2度にわたって明確に述べております。議会と執行部の関係でいえば、我々は執行部の提案を、これは真正なものだと——正しいものだと、うそをついたものじゃないという前提で議論をしております。そうでなければ成り立ちません。私は、中には間違いとか勘違いとかという説明はあったとしても、基本的に正しいものを説明されてるというように受け止めて、今日まで議会活動、信頼関係——この信頼関係の上に成り立っているわけです。今、答弁された、合意形成の上に研修が行われた、という答弁を信じたいと思いますが、この研修について、再度ご確認します。本人も理解してるということについて、間違いはありませんか。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 御本人も了解の上と認識しております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この記者会見のときに、その配偶者の方から、被控訴人——つまり教員の方のコメントを寄せられました。その最後のほうに、通常の勤務地ではない場所での研修が、現在に至るまで5年の長期間にわたり続いており、その終了を強く望んでおります、とあります。このことからすると、私は違和感を感じ得ないところがございます。

次に、研修中のことについて、お伺いいたします。市教委が教員に対して、遺族への謝罪文を書くことを求めたことがあるのかどうか。教員は謝罪文を書いたか。そしてその謝罪文は遺族に渡したか。渡してないとすれば、なぜか。このことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。今の議員の御質問ですけれども、

個別具体的な事案につきまして、お答えすることができません。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今、お答えいただけなかったわけですが、私は物事を決める場合、片一方の考えだけで物事を判断するというはしないようにしています。両方の話を聞いて決めようとしているんですが、教員側からのお話を聞いております。御遺族が求めているからと市教委は私に謝罪を求めてきました、というふうに発言しております。市教委は教員に対して、遺族へ謝罪文を書くように要求したということでございます。教員は、そのときの思いを書きましたが、市教委は謝罪の気持ちが十分ではないと判断し、そして遺族には渡していないということです。これはなぜか。教員は、事実でないこともすべて丸のみして謝ることが、茨城県全体の教育行政の考える復帰の条件だと思いますと、こういうふうに裁判の意見書では述べております。これが一方の意見です。もう一方の意見は、お答えいただけていないということで、私自身どちらが正しいのか、今、判断することはできません。この教員の意見は、これは判決にはあらわれていないので、事実かどうかも分かりません。しかし、教育委員会は考え方を示さない——答弁をしないということでございますから、この問題については後日明らかになると思いますが、私は今のところ教員側の意見しか聞いてないという状況ですから、これ以上この点については触れることは避けたいと思います。

次に、この研修の目的と到達目標は何だったのか。この研修の期限の定めがあったのか。実際の研修はどうであったのか。これだけ長期間、年度をまたがる研修、この実態というのはどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 細谷議員の質問に御答弁させていただきます。研修の目的につきましては、教員の意向を考慮し現場復帰に向けた心身の安定と、主に児童生徒理解を含めた生徒指導及び教育相談の内容の理解の深化と実践、としております。達成目標につきましては、研修の目的と同じになります。この達成目標の達成のため、現場復帰に向けた実務研修に取り組んでいるところです。研修の期限の定めにつきましては、教員が研修——達成目標に達しているかということ、県教育委員会と相談しながら決定していくこととしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今ご答弁いただきました。教員の体調のことも心配いただいている御答弁でございました。そもそも体に不調を来した原因は何かということです。今日、サイドブックに私の質問資料として掲載させていただきました31日、判決が出たときの記者会見の内容でございます。その中で、被控訴人の配偶者の方が訴えております。幾つもあるんですけれども、この市に関わるところを1つだけ御紹介したいと思います。つまり、具合が悪くなった、体調に不調を来したというところでございます。妻の鬱病発症について、ということでコメントをされました。これを読み上げたいと思います。妻は2017年に市教委から事情聴取を受け、大勢に囲まれて、6月21日は、夕方6時から夜10時30分まで、6月23日は、夕方6時から夜11時30分まで、長時間にわたり厳しく詰問

されました。——詰問されたという認識なんです。妻が記載した事項については、聴取者側から——つまり市教委側から、見るとイライラするから削除してと言われたり、多くは無視されました。妻は恐怖と絶望感に襲われました。明らかな心身の変調を来して鬱病になりましたと。この体調を崩す原因をつくったのは、市の教育委員会の詰問だったということでございます。これは本人と、今ご答弁いただいた市教委との間では、大きなギャップがあると思います。先ほどの申し上げた謝罪文の強要、そしてこの事情聴取などで市教育委員会が行ったことが問われる事態が訪れないとも限らないということでございます。このように理不尽で非人道的なやり方には、損害賠償が請求されるかもしれないということでございます。本日の教育委員会の答弁を確認すれば、そうなれば争うということになると思いますが、その際、議会に対して発した答弁、これが正しいものであることを私は信じたいというように思います。

次の質問に移ります。研修——この現場復帰に向けての研修を行っているということでございますが、富士山の登頂に例えると、何合目まで来てるのかということでございます。到達目標は現場復帰、そして現時点における研修の成果を明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 御答弁させていただきます。現在、教員は研修に取り組んでおります。研修成果の詳細につきましては、個別具体的な事案になりますのでお伝えはできませんが、成果につきましては上がってきていると感じております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 処分発令後の問題について移りたいと思っております。令和元年の6月に、藤代公民館で県の調査報告書の説明会がございました。この調査報告書は、今回の判決で全ての争点となった事項については否定をされております。このことから、説明会で多くの市民に誤った内容を知らせたと思っておりますので、これの是正、改めて報告すべきと考えるが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） お答えいたします。令和元年6月の説明会は、調査報告書の説明でございました。今回の判決を受けまして、市として改めて説明をする機会を設けることは考えておりません。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 市民はこの説明会を聞いて、調査報告書の内容を知ったわけです。知ったその調査報告書は、裁判で否定されました。これは何らかの是正が必要だと、再度申し上げさせていただきたいと思っております。そして、教育委員会のホームページ、これには取手市立中学校の生徒の自死事案について総括、というものがあります。この中で、学校におけるいじめと不適切な指導により、自ら命を絶たれました、とありますが、この認識は高裁の判決とは異なります。この判決を否定するのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） お答えします。今回の判決につきましては、真摯に受け止めていきます。御指摘の部分につきましては現在、市教育委員会内で内容を検討しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 現在のホームページの状況を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今回の判決を真摯に受け止め、先ほど御指摘のありました部分に関しては、現在、市教育委員会内で内容を検討しているため、掲載を見合わせている状況です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 非掲載とした理由は、今、見合わせているということでございます。内容を検討しているということなのですが、裁判で争点となった事象、6点ありましたけれども、これも検討対象とするのかどうかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 判決の内容を踏まえまして、今後の掲載の在り方につきましても検討をしている状況です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今回の処分は、女性教員以外にもございました。当時、参事、減給10分の1の12か月、当時、指導課長、減給10分の1、12か月ございました。その後、この処分された人たちは転出をしております。校長先生になっております。この人事に遺族が介入したことはあったのかどうか、この点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。御質問に関しまして、本市では存じ上げないということでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） このとき、処分されたものが校長になる、本来なら左遷されなくちゃならないのに、これは一体何だと、教育上問題がある、というような声がございました。市の教育関係者の中には、遺族から直接クレームを寄せられたということも伺っております。そしてその後、市内の小学校から別の小学校に移っております。この減給という処分、そして不当な圧力で不利益があったとすれば、その損害回復も必要になるのではないかというふうに思うわけですが、女性教員の処分取消しとともに、全員の処分を撤回する必要があると思えますが、この点について市教育委員会の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。今回の判決を受けて懲戒処分が取消しとなった教員以外の処分の取扱いについては、県教育委員会の判断になりますので、その判断を見守りたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 参事や指導課長、この人事が不当な圧力で行われたか、あるいは減給の処分撤回、これは次の課題でございますが、これは参事の言われるとおり、県教委の判断ということなので問題提起とさせていただきます。ただこの中で、取手市に関わることを申し上げたいと思います。判決によって女性教員の名誉は回復しました。しかし当時、事実を隠蔽したとまで言われた教育長、教育委員会の責任者——教育委員長、この名誉回復が必要だろうと思います。今後、何らかの形で提案させていただきたいと考えております。私自身の当時の教育委員会に対する見方は、自分のことよりも学校全体のことを考える——受験シーズンに入るとということもあって、生徒のことを優先し、自己の弁明・弁護をするような姿は全く見られなかったという印象でございます。教育委員会の名誉回復は、何らかの形で図っていきたいと思います。

そして、いじめをしたとされた3人の生徒です。加害者とされた同級生3人も、写真までさらされて、そしてその生徒の苦痛は計り知れないものがあつたと思います。私はこの3人が今、何を思っているのか推察するしかありませんが、不条理を感じているのではないかと思います。この3人は、いじめをしたという自覚は全くなくて、自殺した生徒とは仲のよい友達とっていた。だから、自分たちが加害者とされたことに驚き、調査委員会に対して必死にいじめを否定したけれども、聞き入れられなかったということでございます。この調査方法は女性教員と同様です。県の調査委員会は、一切、女性教員の声は反映されませんでした。その結果が高裁での判決、このようなことでございます。私は10年を経過して、3人がどのような道をたどり、どのように過ごしてきたのか、苦難の道りであったのではないかと察します。今、何を思っているのか。私はこの3人にケアが必要ではないかというように思います。それは、今の教育委員会が行うべきだと考えております。今回の答弁でも、判決内容により幾つか検討するという必要性にも触れられておりますので、3人のケアについても検討いただくよう求めたいと思います。これら関係者には、市教育委員会から、少なくとも判決結果をお知らせすべきではないかというように思います。そして、まず女性教員への謝罪を行うべきであると思いますが、市教育委員会の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 御答弁させていただきます。そのことにつきましては、県教育委員会と協議しながら対応を考えてまいります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 謝罪すべきは、1つは調査報告書を決定した知事、そしてこの報告書に基づいて処分した県教委、そして処分後、教員を不当に扱った市教育委員会、最後に、何らリーダーシップを果たせなかった市長。傍観者的に責任逃れに終始しておりました。この謝罪は4者に向けられると思います。少なくとも市の責任を痛感していれば、誰と協議するまでもなく判断すべきことだということは、申し添えておきたいと思います。今回、県の調査報告が、裁判が否定された箇所について申し上げておきたいと思います。今後のいじめ防止に関わることでございます。取手市はいじめ防止基本方針、そしてその

中に、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として、教職員研修の充実、ございます。この中に調査報告書を基にした実践的事例研修とあります。調査報告書を基にした、つまり判決で否定されたこの調査報告書を基にした実践事例研究では、誤りに誤りを重ねることになると思います。これは改正すべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。取手市いじめ防止基本方針につきましては、国の動向や社会の情勢等を考慮して見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、と規定しております。見直しにつきましては、判決を真摯に受け止め、現在、市教育委員会内で内容を検討しているところです。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今お答えいただいたかと思うんですが、この方針の中には、見直しをするという条項はあります。一般的な見直しというのはこの方針にありますけれども、改めて今回見直しは、判決内容も考慮して、幾つかの事例を県は懲戒処分の理由として挙げておりますが、それが全て否定されておりますので、そのようなことも考慮して見直すのか、改めてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。先ほどと同様の答弁になりますが、見直しにつきましては、国の動向や社会の情勢、現在の児童生徒の状況や環境等を踏まえるとともに、判決を真摯に受け止め、現在、市教育委員会内で内容を検討しているところです。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今回、確定判決を受けて、現在の市教育委員会、今後の対応をお伺いしたいと思います。女性教員の原状回復——今、研修——最後の段階まで来たというような御答弁だったと思います。この原状回復をいかに図るのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。教員の今後につきましては、御本人の考えや研修の成果などを踏まえ、現場復帰に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） その復帰に向けてどのような課題があるかと考えるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁いたします。県教育委員会など関係機関との連携協力を図りながら、スムーズな現場復帰ができるように尽力してまいります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 現状として、判決は下ったんですけれども、しかし今までつくられてきたこの環境、どういう状況に置かれていたのか。すさまじいバッシングを受けて、今回、いじめ自死事件と言われたものが固定化したイメージの中にあると思います。これをなかなか吹っ切れないことがあるんじゃないかと思います。この判決をよく精査すれば、そのことは問題なく分かるんですけども、なかなかそこまで達してないということもあるかと思います。世間の風潮では、被害者、加害者と。そして、いじめによって自殺したと。こういうことの固定化されたイメージがまだ残ってると思うんです。こういうことが復帰を妨げるものとしてあるんじゃないかというように思うわけでございます。そして、昨今のSNSの利用の拡大、このことも復帰に当たっては考慮しなくちゃならないかというように思うんですけども。こういうことについての対策について、改めて必要ではないかと思っておりますけども、県教育委員会の考えをお聞かせいただきたいと思っております——失礼しました、市教育委員会に改めます。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 御答弁させていただきます。関係機関と連携の上、市教育委員会として、教員の心身両面から配慮していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） こういう対応は相当幅広くなるし、あるいは場合によっては、その命に関わるような事態にも引き起こされかねないというように思うんです。あらゆる機関との連携——あらゆるとまでは今は言いませんけども、必要な関係機関との連携は必要だと思うんですけども、この点について改めてお伺いしたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。教育関係以外の機関とも、必要に応じて連携したいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） ぜひスムーズにいくように、一段の御努力をいただきたいと思っております。この問題をどう捉えていったらいいのか、どこが間違っていたのか、この視点でお伺いをしたいと思います。いじめを助長したとして、教員の責任を問うた調査報告書であったわけですけども、これがこの教員の責任というのを過大に重視したということによって問題を解決しようとしたことが、この判決の結果、否定されたということだと思うんですけども。この教員の責任、これについて、この判決を見てどのように考えるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） 答弁させていただきます。判決につきましては真摯に受け止めております。今後も、いじめ問題への対策につきましては、法に基づいた対応、チームでの対応を行っていく所存です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） この判決、一つ紹介しますと、担当教員がいじめを助長したとして処分された、その理由の中に6つあります。6つあるその1つが、生徒間の関係性の

変化、これの兆しがあるのにそれに気づかなかった、それが、いじめにつながったという見立てです、県のほうの調査報告書は。ところが判決は、そのようなことまで教員に求めるということは、適当ではないということでございます。つまり軽微な変化、これについて、どこまで教員が把握しなければならないのかということが出てきますけれども、ということまでも問題にしてしまうというのが、今、法に基づいた対応ということになると、そこまで現場の教員は求められるということなんです。この関係性の変化、これを本当に微細のことまで分かるような学校の体制だったら、それはそこまで求めてもいいと思うんですが、今の教育現場の状況を考えれば、とてもそこまではいかないというように思います。また——ですから、そういう問題はあるということは申し上げておきたいと思います。

次にお聞きしたいのは、市が設置して、そして最終報告前に解散した調査委員会と県の調査委員会、法に基づいたといわれる県の調査委員会と市の調査委員会の違いは何か、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） お答えします。違いということなんですが、法に基づいていたか、いなかった、の違いであるかと認識しております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 私は以前から主張してたんですが、事実の一つだと。この事実を探求するのに、法に基づいた調査委員会だから事実にとどり着けるのか、法に基づいてない委員会であれば、事実にとどり着けないのか、非常に疑問に思ってたところなんです。市の調査委員会は極めて厳正に、そして中立的な委員を選出して調査をされております。これは市の教育委員会も全く議論に介入できない純然たる中立性のある委員会だと思うんですけども、これが法によって、私はゆがめられているんじゃないかというように思います。

次に、重大事態として対応した調査、これはどのようにあるべきか——県の調査委員会です。これは法に基づいたとしております。この調査はどのように行われたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 重大事態として対応する調査というものなんですが、まず、法やガイドラインに沿った対応を行っていくことが非常に大切であると認識しております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そのように行った結果が調査報告書であり、その調査報告書が地裁、高裁でことごとく否定されたというのが現実なわけでございます。この法の問題、法にこそ欠陥があったんじゃないかというように思うんですけども、この点についてはいかがですか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） お答えします。この法の問題につきましては、本市で意見を述べる立場にないと思っております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 市のるる御答弁いただきましたけれども、お聞きしまして、今後の教育は危ういと思えました。いまだに法の問題を理解しようとしていないというように思います。一方、判決は現場の教員に希望を与えるものだと思います。判決で調査報告書が否定した事項に、先ほど申し上げました、交友関係の変化に気づかず、いじめの兆候を見逃したという点があります。判決では、格別の対応を取らなかったことが、信用失墜行為という非違行為には当たらないという内容でございました。調査報告書のような水準は、現場では不可能だということでございます。この裁判に2人の同僚教員が証言をしていただいております。この2人の同僚教員も、女性教員と同じような指導をしていたということを証言しております。責めを負った女性教員でございますけれども、その責めを負った事象は、誰でも同じようにやっていた指導だったということなんです。この2人の教員が、もしも自分のクラスの誰かが大きな事故に遭ったとすれば、関係性を見過ごしたということで非難されかねないというようなことになる、同じような責めを負わなければならないわけでございます。このような現状を、この判決は警告を發してくれたわけでございます。これは日々、子どもたちに接し大変な過重な現場で教育を行っている現場の教師にとっては、大きな——この判決は希望になると思えます。

問題点を明らかにしたいと思えます。取手市の教育委員会は、校内を調査して、自殺につながるいじめはないと判断しました。そして決議をしました。しかし、遺族の求めにより調査委員会を設置いたしました。この委員会は純然たる中立性をもって構成され、教育委員会は議論に介入することはありませんでした。しかし、法に基づいていないことから、文科省の指導もあり調査委員会は解散となりました。いじめ防止対策推進法に、学校や教育委員会が重大事態に当たらないと判断しても、保護者などが重大事態に当たると主張すれば、重大事態に認定すべきというようになっております。この点で、最初の取手市教育委員会の重大事態に当たらないという決議は、厳密に言えば法律違反ということになります。しかし、この判決が確定したことによって、今となつては取手市教育委員会の判断のほうが正しかったということになります。しかし、次の悲劇が待っていました。遺族の求めに応じて調査を県に委ねたことにあります。県は法に基づく調査を開始しましたが、その調査報告書の事実関係の判断が判決によりことごとく否定されました。このようなことから、法にこそ問題があったと考えるべきではないかと思えます。今、法で求める水準を達成するような関係に、教育現場はないということでございます。現実を直視すると、法改正が必要ではないかとも思えるわけでございます。取手市の、このたびの経験は、今後、法改正に向けて重要な意味を持つものとなると思えます。そういう意味では、女性教員は大変な苦しみを味わいましたが、一方、多くの教員を救ったと言えます。今回の質問に当たりまして改めて事件を振り返りましたが、私の印象では、悪い人は一人もいなかったと感じております。悪辣な意図を持って貶めようという、そういう人は一人も見かけませんでした。立場によって相手を傷つけたり攻撃したり、また沈黙したりということはありませんでしたが、全ての関係者は真剣に、そして懸命にこの問題に取り組んだと思えます。今回の判決を全員が受け入れる、このことをもってノーサイドとなることを願っております。こう言いながらも、どうしても違和感を禁じ得ないことがございます。多くの関係者の中で、

ただ一人、問題を指摘するとすれば、それは文科省です。文科省の指導は何ら事実立脚せず、弁明を許さず、問答無用でございました。今のこの官僚機構を見れば、上意下達、全て文科省に服するしかありませんでした。この文科省こそ、この問題解決を遅らせた元凶であるということを見解として申し上げておきたいと思っております。以上で質問は終わりますが、教育委員会の皆様も、限られた、そして制約のある中で答弁していただいたと理解しております。以上で終わります。ありがとうございました。

[チャイム音]

○議長（岩澤 信君） 以上で、細谷典男君の質問を終わります。

最後に、佐野太一君。

[6番 佐野太一君登壇]

○6番（佐野太一君） 皆さん、こんにちは。佐野太一です。大トリを務めさせていただきます。4日間の一般質問でしたが、議員の皆様、そして議場・控室の職員の皆様、大変お疲れさまでございます。最後でございますので、どうぞ目いっぱいの前向きな御答弁を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず、市の情報化推進による市民サービスの向上及び行政経営の効率化についてです。このように申しますと、何やら難しいことを質問するのかわかわれてしまいがちですが、この質問の思いとしましては、私が以前から申し上げておりますワンストップでの窓口がここにつながっております。残念ながら、対面でのワンストップ窓口は進んではおりませんが、しかしながら今後、情報化が大きく推進していけば、庁内を横断したシステムの構築から様々なワンストップ化の推進が予想されます。そのためには、市の情報化を推進させていく必要があるわけですが、ひとえに情報化と言いましても、デジタル化、オンライン化、IT化、ICT化など、いろいろな区分がありまして、それぞれ明確に説明するのも大変なのですが、それらを総称としたもの、またそれらの行き着く先がDX化であり情報化推進の進むべきところだと思っております。では、スクリーンを使用いたしますので、場所を移動させていただきます。

[6番 佐野太一君質問席に移動し資料を示す]

○6番（佐野太一君） 初めに議長、恐れ入りますが、質問が1・2・3とありますが、順番を変更したほうが、そのあとの質問などが分かりやすいということでヒアリング時に分かりましたので、順番の変更をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 1番・2番・3番とありますけど……。

○6番（佐野太一君） 3番を一番最初に持ってきまして、1番・2番とやらせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 認めます。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。では3番の、フロントヤード改革「書かない」「待たない」「持たない」「迷わない」「行かない」窓口についてです。フロントヤード改革とは、簡単なんですけれども、行政と住民のコミュニケーションやサービスの提供の仕組みを根本的に変革させ、効率的に利便性の高い行政サービスを目指す取り組み

とあります。そして次に、お願いします。

〔6番 佐野太一君 資料を示す〕

○6番（佐野太一君） 書かない、もしくは書かせないという——立場によって違うんですけども、書かない・書かせない——行政サービスを利用するときの申請書類を記載する手間・負担を軽減する、待たない——行政サービス提供までの待ち時間を短縮する、迷わない——行政サービス利用時に手続きに迷うことがないようにする、行かない——役所などに行けなくても行政サービスを利用できる、この4つの目的が実現できること、これがフロントヤード改革と言われています。取手市の第五次情報化計画では行政サービスの推進としまして、スマートなデジタル窓口の整備、書かない窓口のサービスの実現が取組方針としてあります。書かない窓口は以前、一般質問でも取り上げられていた経緯もあり、行かない窓口もその中で発言に上がったことがあるようです。今後、少子高齢化や地域格差が進む中で、今、自治体フロントヤード改革に取り組まないと、将来的に住民に安定した行政サービスを提供できなくなる可能性というの也被えられています。そこで、お聞きいたします。市のフロントヤード改革、市の見解と取組について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは答弁いたします。まず、市の取組状況というところでしょうか、そこから答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。現在、取手市におけますフロントヤード改革の取組状況については、各窓口課で主体的に取り組んでいただいております。一例を申し上げますと、引越しに関する届出に記入する内容を、自宅のスマートフォンからいつでも事前に入力それから作成ができます。いわゆる申請ナビシステムを令和5年から、市民課とそれから藤代総合窓口に設置いたしまして、それに合わせて当該届出に係る事務処理手順を最適化してございます。また今年の1月からは、県内で初めて市民課それから藤代総合窓口課に、マイナンバーカードのオンライン手続に係る遠隔サポート窓口を設置するなど、できるところから取り組んでいるというような状況でございます。また、フロントヤード改革といひますか、フロントヤードに対します市の考えというところでございますけども、こちらは、いわゆる——一回見直して終わりというようなところではなくて、住民のニーズそれから最新技術の活用、職員の体制等の外的環境及び内的環境の変化を踏まえまして、継続的に見直し、改善していく必要があるのかなというところでございます。また、システム等を導入した際は、それを利用する市民に対しまして、操作の理解度を向上させるために丁寧な説明が必要なほか、それを管理する職員側も、教育・育成を併せて検討する必要があるかなというところで考えてございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 3月に長塚議員のほうから、デジタル化推進や行政組織及び運営の効率化などの質問があり、今回参考にさせていただきました。ここではワンストップ化

を視野に、市が情報化を推進することによって、どのように市民サービスが今後よくなっていくのか、そして、それが市の運営の効率化にどうつながり、どう役立つのか、これがとても重要になってくると思います。例えば、先ほど言いました自治体のフロントヤード改革に取り組みないと、具体的にどういうことが起こるかということ、職員が不足したときに行政サービスの質を維持できなくなるという点や、遠隔地など一部地域で行政サービスの負担——が受けにくくなる。また、少子高齢化が進んだときに、職員の負担が非常に大きくなるということが予想されると言われています。その中で、第五次情報化計画の中に情報化の推進ということで、オンライン市役所、こういったものの視点も取り入れられるというふうに伺っておりますが、現時点での構想などございましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） いわゆる今後の方向性というところでございましょうか。こちらについては、利用者が簡単・便利に、申請からいわゆる納付までをオンラインで手続きが完結できるような、先ほど佐野議員からもありました、オンライン市役所の導入に向けて検討しているというようなところでございます。またあわせまして、事務担当課とも連携を図りながらオンライン手続きの充実を目指しつつ、手続きのオンライン化の実現によりまして、先ほどありました事務負担の軽減、それから正確性の向上、窓口の混雑緩和といった行政運営の簡素化、それから効率化を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 取手市は本当大変進んでるほうだと思います。第五次情報化計画の中でも数々の取組を挙げられておりますし、土台はしっかりとできているというふうに考えておりますので、ぜひ、ほかの執行部、各所管としっかりと連携して取り組んでいただきたいというふうに考えております。ちなみに今後の多様化の事例としまして、リモート相談窓口の設置ですとか、あと担当部署が異なる業務を集約してワンストップで提供できるようなデジタル化、また移動窓口などで職員さんが移動時間を短縮できるようなシステム、こういったものを構築していけるように考えていただければというふうに御提案させていただきます。既にこの3つに関しましては、全国の中の例えば北海道の北見市ですとか、福島県のいわき市などで実行されているというふうなものでございます。ぜひ、この書かない・待たせない・迷わせない・行かせないという点を含めまして実行に移していただきたく思いますので、よろしく申し上げます。この質問は以上にいたしまして、次に進めさせていただきます。

次なんです、今度がそもそもの1番です。多数存在する手続きをワンストップで行うために必要と考えられる手続きについてです。デジタル庁及び総務省は、地方公共団体が優先的にオンライン化を推奨すべき手続きとしまして、早急に進めることができるよう、関係各省庁と連携しガイドラインの作成等による支援をしますとあります。取手市も第五次情報化計画の中で、49の手続きを対象としています。その中から今回、子育て関係・介護関係・災害時の被災者支援関係について伺いたいと思っております。そして今回、私はオンライン化できましたら、行かせない手続きの整備をぜひ進めていただきたいということで、お伺いいた

します。その中で、子育て中の方は今、大変毎日忙しく、限られてる時間でいろいろやらなければならないという中で、行政手続のオンライン化、行かなくても手続ができることは、大変、効率的に生活ができる手段になると思います。子育て関係ですが、現状の取組の状況をお教えいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、佐野議員からの御質問に答弁させていただきます。まず、子育て中の方に対するこういったサービス、どのような取組がなされてるかということで答弁させていただきたいと思います。子育て中の方が等しく受け取れる、まず児童手当について説明させていただきます。国のマイナポータル上のぴったりサービスを活用したオンライン申請につきましては、令和3年度から受付を開始させていただいております。このぴったりサービスは、児童手当に関する手続が10種類ございまして、当市では全ての申請が可能となっております。特に転入や出生に伴う認定請求、第2子以降の出生に伴う額改定届、転出等に伴う消滅届は、市民の方が申請する機会が多い手続となっております。市のホームページだけではなく、通知やチラシ等で広く御案内をしているところです。

続きまして、保育担当課である子育て支援課では、保育施設に関する業務のDX化の様々な角度から推進しております。今年度は保育施設利用のオンライン申請について、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けて導入を進めてまいりました。導入いたしましたシステムについては、保護者からの申請内容を自動で点数化する機能や、利用の承諾・不承諾の通知をPDFで送付できる機能を有しており、保護者の利便性のみならず、職員の業務の効率化も図っております。令和7年4月入所や移籍の申請については、11月20日から12月6日まで受付期間としており、まさに今現在、受付をしている最中ですが、窓口に来所をする保護者が明らかに減少いたしました。申請の際のアンケートも実施しておりますが、保護者の皆様からは、おおむね高い評価をいただいているところです。

次に、令和3年度末に導入し、令和4年度から運用を開始しております、教育・保育給付費等クラウドシステムも保育業務のデジタル化の一つであります。子ども・子育て支援新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び家庭的保育事業等に対する地域型保育給付が創設され、市の確認を受けた施設が法定代理受領によって給付費の支給を受けることができます。この給付事務に関しては、公定価格を算出するための加算の認定や決定、給付費の請求など事務量が多いことや、国の処遇改善等加算の仕組みが複雑なことから、保育施設の職員、市職員ともに大変苦勞しておりました。教育・保育給付費クラウドシステムを導入したことで、加算の認定や請求などが容易になり、処遇改善等加算については、これまで4か月以上かかっていた業務を3か月以内で終わらせることができおり、業務効率の向上を実感しているところです。

最後に、本定例会で補正予算として提出させていただいております、公立保育所での延長保育料等徴収のキャッシュレス化についてです。現在、公立保育所ではICTを導入しており、登降園の管理を行っております。また、延長保育時間の算出も可能なことから、

各保育所において徴収事務を行っているところであり、今後、このキャッシュレスシステムを導入することから、コンビニやクレジットカードによる決済が可能となりますので、保護者の負担が軽減されるとともに、現場の保育士の業務負担軽減にもつながるものと考えております。保育DXの推進については、こども家庭庁が保育分野における事務フロー、データセット等に関する協議会を開催しており、保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備、保活ワンストップシステムの全国展開という2つの分野で検討を進めているところです。当課といたしましては、こども家庭庁やデジタル庁の動きを注視しつつ、冒頭、総務部長から答弁がありましたとおり、市としてオンライン市役所のシステム立ち上げに乗せて、整備できるものから備えてまいりたいと考えております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） 続きまして、健康増進部、保健センター所管におけるデジタル化の新たな取組についてお答えいたします。さきの9月議会の補正予算で議決いただきました母子健康手帳アプリ、こちらのほうの導入を現在進めております。事業内容につきましては、広報とりでにおきまして、12月15日号及び1月15日号の2回にわたって掲載予定としております。こちらの母子健康手帳アプリで利用できるサービスについてですが、まず妊娠中に関しましては、今まで窓口来所で申請していただいていた妊娠届や出産・子育て応援給付金の申請、さらには妊娠8か月時のアンケート、こちらをアプリに入力することにより事前申請し、母子健康手帳交付と伴走型相談実施日のオンライン予約、こちらを行うことができます。また相談日には、事前申請いただいた情報によって、個々に応じた具体的な指導や相談を実施することができます。令和7年の1月15日から、アプリを使ってこれらの事業を開始する予定であります。また、乳幼児健診に関しましては、アプリ導入前は自宅に届いた乳幼児健診の問診票を御自宅で記入し、健診当日に持参していただいていたおりましたが、その問診票をアプリで入力し健診前に提出することができます。アプリから事前提出いただくことによって、指導や支援の必要性また内容について保健師側は健診前に準備し検討し、健診当日には具体的な指導や相談を実施することができると考えております。また健診結果につきましては、市から自動的にアプリにひもづくような形で、アプリを利用されている方はそのまま活用できるということになります。こちらの健診事業に関しましては、令和7年3月の開始を予定しております。国として今後の取組なんですが、母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とする母子保健DXを推進しております。2024年度から課題と対応を整理し、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指して、2025年にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげるとの方向性が掲げられております。今後も引き続き、各種事業のDX化につきましては、国県の動向を見据えつつ、また先ほど総務部長からもお話がありました、オンライン市役所のシステム立ち上げの中でも随時検証し、進めていきたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。大体分かりました。ということは、福祉部も健康増進部も、国または県、それでなければこれから市が行おうとしていますオンライン市役所、これらに——乗っかるという流れに乗って、何かしらのやはりオンライン化・デジタル化を進めていくというようなことで、両部のほう、よろしいでしょうか。——分かりました。

それでは一つお聞きしたいんですが、子育て支援センターでは公式のLINE活用をして情報発信などを行っていると思います。今後はさらに発展させて対面も今現在、相談業務などを行っていると思うんですが、対面・非対面の対応を組み合わせた子育ての悩み事相談などにも取り組んでいただきたいと思います。こちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。地域子育て支援センターでの相談についてでございますけれども、現在、育児に関することや保育所の入所に関するなどを対面で行ったり、あと電話で行ったりしております。佐野議員から今ご提案あった件につきましては、こちらオンライン市役所の立ち上げの中で順次進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。皆さん何かしらの——状態を使って、デジタル化・オンライン化に取り組んでいただくということが分かりました。先ほどからオンライン市役所ということでちょっと話が出ているので、画面のほう、よろしいですか。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） これは、常陸大宮市のほうで今出ているオンライン市役所のサイトなんです。実際にこういった形になってまして、ここから各種オンライン申請というのをやりますと、常陸大宮市オンライン申請ということで、申請できるものがバァーっとこう出てくるわけですね。これ、もう1ページあるんですけども、こういった形で、オンラインでできるものはできる限りオンラインで対応していこうという取組がもう既に始まっておりますので、やはり国と県、その状況を待って、もし間に合わない、もしくはまた先になるということであれば、ぜひ市でオンライン市役所の立ち上げに素早く乗っけていただいて、何かしらの対応を取っていただきたいと思いますというふうに思います。この質問は以上で終わりにいたします。

次に、介護関係ですが、介護といいますと高齢者の方が対象になりますので、電子申請の推進などはいかがでしょうかと思われる方もおるかと思いますが、介護手続というのは御家族の方が申請を行うことが多くて、オンラインやワンストップなどのニーズは大変高いというふうに聞いております。そこでお伺いいたします。介護関係についての現在の取組状況を教えていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。介護関係の取組ということで答弁させていただきます。先ほど答弁させていただきました、子育て関係の手続と介護関係の手続につき

ましては、2020年に総務省の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画におきまして、特に国民の利便性の向上に資する行政手続として国が取り上げた分野です。子育て関係では、先ほど答弁しました児童手当についての10の手続、そのほかの保育・児童扶養手当・妊娠についての手続、保育についての5つの手続、介護関係では11の手続、合計26の手続につきまして、2022年度末を目指して原則、全自治体でオンライン手続を可能とするために、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進めるとされました。介護関係の11の手続の内容について具体的に説明させていただきます。要介護認定の新規・更新・区分変更申請、住所移転後の要介護認定申請、居住サービス計画作成依頼の届出、介護保険負担限度額認定の申請、福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請など、介護保険の資格や認定、給付にわたる11の手続が含まれております。取手市では現在、既にこの26の手続については、マイナポータルのぴったりサービスを利用して、オンラインでの手続が可能となっております。なお、デジタル庁のホームページでは、2023年度末現在の市区町村別のオンライン化取組状況が確認できますが、全国1,741市区町村のうち、全26手続のオンライン化が完了しているのは1,135市区町村と全体の65%、茨城県内では44市町村のうち27市町村と、県内の61%となっております。今後、このさらなる手続のオンライン化につきましては、総務部長より答弁がありましたとおり、オンライン市役所のシステムの立ち上げに、介護・高齢者福祉の関係の手続につきましても、整備できるものから備えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今回のこの質問に関しましては、今やってないことを何でやってないかというようなお話ではなく、今やってないことをどのように今後取り組んでいくか、それで、オンライン化・デジタル化というものをどう捉えているかということをお聞きしたいということで質問しております。港区とか岐阜県の御嵩町でも行っているんですが、先ほどからお話にありますマイナポータルのぴったりサービスから、介護ワンストップサービスというのを開始して立ち上げているところがございます。後でちょっと御確認いただきたいんですけども。この介護の関係をワンストップサービスというふうに銘打って、まとめてワンストップでできるような、これを——オンライン市役所まで行かないんですけども、利用しているということがありますので、オンライン市役所立ち上げ前にもし取り組めるようであれば、御参考にさせていただきたいと思っております。この質問もこれで終わりにさせていただきます。次に行きます。

次に、被災者支援関係ですが、これも非常に大事な手続になるかと思っております。万が一災害により被災した場合、状況によっては移動できないケース、こういったものが考えられます。それこそ早急な対応が望まれますが、そこでお聞きいたします。被災者支援関係につきまして、所管部署の取組についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは答弁いたします。災害時におけます被災者支援関係につきましては、支援制度が幾つかございますが、現在、茨城県において、罹災証明書の

申請について、県内統一様式にてマイナポータルから電子申請が行えるよう整備を進めているところでございます。取手市におきましても、茨城県の整備状況に合わせて順次、こちらを進めてまいりたいと考えてございます。また、それ以外に例えば応急仮設住宅の入居申請ですとか、住宅の応急修理申請、障害物の除去申請といった制度につきましては、災害救助法が適用された場合に行う事務手続となります。こちらの制度につきましても、国の方針としましては優先的にオンライン化を推進すべき手続として位置づけられてございます。このような制度におけるオンライン化については、現時点で茨城県による統一的な方針等は定まっていない状況でございます。今後の県や国の動向を注視しつつ、こちらについては、市として、オンライン市役所のシステム立ち上げにこちらのせるかどうかということについては、ここについては慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。二重投資みたいな形になることが一番よくないと思いますので、県の動向——もちろんその前に国の動向、もしそれでちょっと急ぎが足りないようであれば、ぜひ市で取り組むという方向を、ぜひ今から考えておいていただきたいと思います。やると思っても、実行に移して計画立てて実際に始まるまでには、これ結構時間がかかる内容だと思うんです。ですから、今のうちにしっかりと、第五次計画の中にもある程度、防災出ておりますので、よろしく願いいたします。ちょっと時間の関係もありますので、この辺ちょっと次に進めさせていただきます。

次に、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や、業務の効率化効果が高いと考えられる手続についてです。数ある手続の中から、今回3件を取り上げたいと思います。1つは、飼い犬関連の手続です。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） 龍ヶ崎市が11月から、公式LINEで、飼い犬関連の手続きとこののを始めました。どれだけできるかということ、ざっとLINEからできる手続きということでこれだけのものがあるんですけども……

〔「佐野議員、社会福祉」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐野太一君） （続）社会福祉——そうですね、飛んじゃいました。失礼しました。先進めます。失礼しました。お願いします。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） LINEの登録に関しては、こういった順序立てがありまして、割と見るとそんな——LINEやってる方だったら全然難しくないように進められるような感じになっています。この飼い犬関連の現在の状況、取組などをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。飼い犬の登録手続オンライン化についてということだと思います。令和4年6月1日に改正

動物愛護管理法が施行され、販売される犬や猫についてはマイクロチップ装着が義務となり、飼い主がオンラインにより情報登録することになりました。しかしながら、改正法に該当しない飼い犬の登録やその他の手続は、市役所または藤代庁舎に来庁していただいております。なお市では、犬の死亡届、犬の登録事項変更届については現在、茨城電子申請届出サービスにて手続が可能になっております。飼い犬の登録のオンライン化は24時間いつでも手続ができることから、メリットとして手続の簡素化や、窓口に出向く必要がなくなることなど市民の利便性の向上に寄与すると考えております。県内では今、御紹介いただいたように、龍ヶ崎市で実施されており、また行方市などでオンラインでの登録を実施していることを確認しております。先進自治体の実績や課題などを調査して、先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、オンライン市役所システム立ち上げと合わせて、導入について研究を進めてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） もう既に取組実績などが他の自治体でもございますので、様々な動向を見てということもあると思いますけれども。まずは取り組めるところから——割とLINEなんかは、費用もかからずに進められるという点ではすごく始めやすいところだと思いますので、ぜひこの辺は前向きに御検討いただきたいと思います。これは以上にいたします。

続きまして、ごみ関連です。ごみの関連について、現在の状況。将来的には、LINEの登録などをしてプッシュ型の通知の取組なども検討している自治体もあるようなんですけれども、その辺についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） お答えいたします。まず、粗大ごみの申込みに関しまして、現在の状況からお答えさせていただきます。粗大ごみの申込みですけれども、まず戸別収集という方法が一つあります。この戸別収集につきましては、開庁日の月曜日から水曜日に電話の受付を行っております。また窓口でも受付を行ってまして、この場合は月曜日から金曜日まで環境対策課のほうへ来庁していただいて、窓口で受付をしているという状況です。また、もう一つ、常総環境センターへ直接搬入していただくという方法もございまして、この場合は搬入の許可証というものを交付しておりますので、月曜日から金曜日まで、こちらも窓口になりますが、環境対策課のほうへ来ていただいて受付をしているという状況です。そのオンライン化というところですが、先ほど御紹介いただいた龍ヶ崎市でLINEでやっているという状況を把握しております。また、同じ常総広域市町村圏の中の守谷市の場合は、いばらき電子申請・届出サービスを利用したオンライン申請を行っているという状況を確認しておりますので、先ほどの部長と同様の答弁になりますけれども、こちらについても、どうすれば一番、住民の方にとって便利な方法になるのかというところを、調査していきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ごみに関しましては全市民の方が対象と

なる事案だと思いますので、取り組める内容としては、他の自治体の動向なども見て、できるところから先ほどの飼い犬の件と同様に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

続きましては、公共施設関連についてちょっとお聞きしたいと思います。公共施設も数多くございますので、その中からスポーツ施設と公民館について、お聞きしたいと思います。第五次情報化計画では、公共施設における公衆フリーWi-Fiの拡充という項目がございます。前にもこの公衆フリーWi-Fiの件、お聞きいたしました。こちらを現状——やってるかやってないかという点で結構ですので、簡単にお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。教育委員会からは、公民館・スポーツ施設の状況を答弁させていただきます。初めに公民館の公衆Wi-Fiについてですが、現在、中学校区単位で戸頭・永山・寺原・井野・藤代・相馬南公民館の6公民館に導入しております。他の公民館の設置につきましては、利用状況や利用形態を見ながら調べていきたいと考えております。

次に、スポーツ施設の状況なんですが、現在、市内のスポーツ施設において公衆フリーWi-Fiを導入している施設はございません。しかしながら今回、TAC取手グリーンスポーツセンターにおいて公衆フリーWi-Fiを導入するため、ネーミングライツ料の一部を活用し、その経費を本定例会に補正予算として計上させていただいております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。Wi-Fiに関しては前にもお聞きしました。グリーンスポーツセンターが今度Wi-Fiが入るということでは、大変喜ばしいことではありますけれども、やはり早急にそのWi-Fiの拡充——これ、前にも言いましたように、防災の意味でも取り組んでいただきたいと思いますということをお願いいたします。それとあと、公民館やスポーツ施設などは、予約のシステムが電話だったりとか、予約システムというのをオンラインでやっても結局のところ来庁しなきゃいけないとか、完全たるオンラインというものができていない状況でございますので、やっぱりその予約システムの構築というのもぜひ進めていただきたいと思います。この質問を以上で終わりにさせていただきます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。市内の交通事情の今後についてです。初めに、令和7年度の地域公共交通計画策定とまちづくりについてですが、この内容は今回一般質問でも何人かの方から質問が上がりましたので、重ならないように質問いたします。私からは地域交通の件で、実際に体験したことを基に課題が見えてまいりましたので、ちょっと時間の関係もあるので当初より少し短めに説明させていただきます。私は紫水という地域に住んでるんですが、藤代駅からタクシーで紫水に帰ろうとしたところ、タクシ

一が全く藤代駅には止まっておらず、北口・南口を往復してタクシーを探しまくったんですけれども、結局1台もつかまらず、ネットで配車の検索をして呼んだのですが、これもまたすぐには来ないという状況で途方に暮れておりました。そこにたまたま乗客を乗せたタクシーが1台来まして、難なく、そこで乗っかって帰ることができたんですが、その帰り道、タクシーの運転手さんの話では、藤代駅はいるとき、いないときが激しいと。ですので、紫水だったら龍ヶ崎市駅まで行って、そこからタクシー拾ったほうが確実に乗れますよというように、取手を出てってくださいというような話がありました。また別の日に、今度自宅から藤代駅までタクシーを乗ろうと思ひまして、配車サービスと呼んだんですが、これはタクシー会社に連絡したところ、タクシー会社が紫水には行けないと、範囲外だというようなことで何社も断られまして、結局最後に、配車のアプリを使ったサービスの「Go」というサービスなんですが、それをやってみますタクシー会社さんを1件捕まえまして、それでも30分待つてほしいと言われてまして、30分待つてようやく藤代駅まで行けたという状況があります。市内タクシー会社に連絡して分かったんですが、市内にはタクシーを呼ぶにも一苦労というより、タクシーも利用しにくい地域があるということが分かりました。もちろん私が住んでいる地域もその一つなんですが、タクシー運転手さんからの話を聞きましたら、藤代駅にはタクシーが少ないと、また藤代地域にはタクシーが走っていないので、実際のところそこに行けないというような状況があります。このことから、タクシーチケット、あとよく言われますデマンドタクシー、こういったタクシーを利用した地域交通、特に空白地域の、またはその空白地域に近いような地域で、タクシーの配車事情や運行状況の改善をしっかりと行いませんと、ここは恩恵を受けにくい、または利用できないことが考えられます。デマンドなどは、現状のタクシー利用ができる地域はさらに便利になり、空白地域またはそれに近い地域はあまり変わらない、もしくは現状よくないというような格差が広がる可能性もあるということが分かりました。地域交通の計画では、当然その改善も取り組まれることとは思いますが、私からは、計画を策定し実行されるまでの間、今この状況をどういうふうにかえられているのかと。タクシーを呼ぶにもタクシーが来ない、タクシーに乗りたくてもタクシーがない、呼んでも行きませんと言われるこの状況を、今困っている人たちは待つしかないのかと。その市の見解を、この今の交通事情についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。お話ありました藤代地区の、この議員の事例等々につきましても、やはり私たちが地区の皆様の中に入っていくながらお話を様々お聴きしている中で、同様のことがあると。やはり呼んでも時間がかかってタクシーを確保することができないというようなお話は聴いておりますし、私たちがその点については承知をしてございます。議員からお話がありました、今のこの不便な状況、これをどのように解消していくのか、喫緊的に行っていくことはないのかというお話だと思ひますけれども、私たち今、新しい地域公

公共交通計画の策定に向けて、様々に事業者の方々にもいろいろお話を伺う等々をしまして、将来の計画にどのように事業者の方と地域の方が望ましい形というものはどういうものなのかということ、今いろいろお話しさせていただいているところでございます。で、そのような中でお話のありましたアプリとか、それも一つだとも思います。また、そのタクシーがないという、この配車的な考え方、このようなところもどうこの計画が——新しい計画がなされていくまでに成し遂げていくことができるのかということ、今現在、様々——今後も事業者さんを含め協議をしていこうと思っておりますので、そのような中で、どの形が喫緊的に望ましいのかということ、当然これから探っていくって、御不便をおかけすることが極力ないように、今後も速やかにできることはいろいろ話をしながらやっていきたいと、そのように考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） そうですね、取りあえず、もう今なんですよ。策定されることは分かっています。これが実行に移されることも分かっているんですけども、やはりここまで——それまでに1年ないし1年半とか2年とかかかる、この状態をただただ、取手の両端のほうの地域の人たちは待つしかないのかというような状況なわけです。ですからやっぱりここを、ちょっと何とか策を練っていただきたいということです。お聞きしたいのは、取手市に——前にはもうお聞きした方もいるんですけど、あえてもう一度お聞きします。交通空白地域というものが存在するかどうか、御認識をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。交通空白地帯かどうかという議論というのは、今まで出てきたところなんですけども、国土交通省のほうで例示として示してるところにつきましては、恒常的にタクシーの配車が30分以上かかるという地域というのがありますが、この例に照らし合わせると、取手市は当てはまらないというところもあります。ただ、これはライドシェアの基準として示されたものですので、コミュニティバスの路線などを含めた公共交通の実用的・運用的視点で言いますと、先ほどのタクシーのお話とか、あとはバス停が近くに設置されてない地域、あと高低差が大きい地域だと、場所によっては交通空白地帯と同等の不便な地域があるということは十分に認識しておりますので、計画策定のときは当然考慮すべきものと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。安心しました。国の例はあくまでも例示、ライドシェアに合わせたというもので、御認識としては交通空白地帯、それに近い地域はあるということでお聞きいたしました。

それでは、ちょっとすみません。時間の関係で、福祉のほうもお聞きする予定もあったんですけども——福祉の観点からまたお伺いしたいと思うんですが、ちょっと時間の都合もありまして、根岸議員とかもお聞きになってましたので、ここはちょっとお話飛ばさせていただきます。次の交通のDXについてお話しさせていただきます。

まず1点目、今後の交通DXの取組、これも進めていかれるようなことが今後出てくる

と思いますが、この取組に当たりまして、欠かせない一番重要な取組と認識されていることは何でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。交通DXと一言で言いますが、まずは利用者側の利便性の向上もありますし、一方で交通事業者の負担軽減という側面もございいます。こういったところから、交通事業者と連携して推進していくべきものとして考えております。具体的なものにつきましては、やはりDXありきというよりは、その事業の中でどう——それを取り入れることで効率的な、もしくは便利な手段を解決できるか、カバーできるかというところを考えながら、デジタルについては活用をできるところはしていきたいと考えてます。それらの延長上になりますが、将来的にはMaaS（マース）とか、そういったものに結びつけられればというふうには考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。そうですね、DX——今後、先の話にはなると思いますが、ひとつ私の見解というか、思いをちょっと伝えさせていただきたいんですが。やっぱり、このDXというものに取り組むに当たっては、一番重要なことは市民との密な対話だと思ってるんですね。それがしっかりと土台にありませんと、その地域性——先ほどのタクシーの話じゃありませんけれども、それが損なわれてしまう。やはり各地域の方からのしっかりとした意見を聴いていただいた上で、デジタル化・DX化、これを進める土台をしっかりとつくっていただきたいというふうに思っております。ここはこれで以上にします。次に行きます。

交通DXといいますが、乗り物だけではなく、やはり歩行者——交通というのは歩いてる方なんかも交通の一部だと思っております。それで今度、西口開発が進みまして、取手の西口駅前もかなりきれいになってくる。取手駅自体がにぎわって盛り上がっていく中で、一つ、その第五次情報化計画の中にありましたデジタルサイネージ——いわゆる電子看板等の情報発信などを考えてみてはいかがかなと思っております。貼り替えも必要ない、こういったいろんな情報をデジタル化することによって、いろんな情報提供というものがあったり、スマホと連動させたりとかという取組が非常に広がりますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。令和5年5月に策定された第五次取手市情報化計画におきまして、市街地再開発事業と併せて、駅前空間の魅力の向上を図るため、市政の情報でありますとか、取手駅周辺のイベント情報、施設の案内などを効果的に発信することが可能であるデジタルサイネージを取手駅周辺地区に設置することを検討して、これによって市政の情報はもとより、災害時における緊急情報、公共交通機関の運行情報などの提供といった、きめ細かい情報発信を行っていくことを施策として定めております。取手駅周辺地区におきましては、地区の整備によって向上を目指している歩行者の回遊性でありますとか、公共交通の利用の促進に、デジタルサイネージなどによって情報提供が非常に有効だと思われまますので、引き続き、まちづくりの中で検討を進

めてまいりたいと思います。そして今、再開発事業を計画して進めているところでもございますので、駅前の交通広場新しくなりましたが、今後、まちづくりが再開発事業によって完成して東西口が一体的になるように、そしてその周辺のエリアまで回遊性と御案内が確実に行っていくように、同時並行でサイネージのほうは考えていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。大変期待するところであります。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） デジタルサイネージというのは、ちょっと簡単などころでは、辻堂駅のこういう電子看板、こういったものがあります。これ内容がどんだんだんだんだ日替わりで更新していったり、大変見たことある方も多いと思いますけれども、これ1か所じゃなくてもいいんですよ、何か所かにつけていただく。あと今部長の御答弁にもありました、東西口——やはり西をしっかりと作り上げた後に東との連絡通路、こういったものもぜひ——以前から話は出ておりますけれども、これも立ち消えることなく進めていただきたいと思っております。

そうしましたら次、地域交通のリ・デザインに向けた様々な連携、協働の取組についてというところを考えております。お願いします。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） これ今、国土交通省が地域交通のリ・デザインというものを進めているんですけれども、公共交通と様々なものの連携・協働をしていこうという取組です。これ例えば、交通と農業や医療を組み合わせる、また交通と介護を組み合わせる、交通と買物——ショッピングですね、こういったものを組み合わせる、また、交通と教育と医療を組み合わせるといった取組です。これ推奨している部分ではありますけれども、実際に取手市もこういった取組に向けて考えるべきかなというふうに考えておまして、やはりそれぞれの、農業もそう、買物、教育、介護、こういったものを全部、公共交通と組み合わせるということによって、やはり交通のDXというものにもつながりますし、利便性の高まる地域も大変出てくるかと思えます。この辺についての御意見を、ちょっとお聞きさせていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。公共交通のリ・デザインというところで、こちらにつきましては他分野の事業と公共交通を連携させることによって、互いの相乗効果によってそれぞれよりよい成果を発揮するもの、またもう一つは、公共交通とは異なる、例えばスクールバスとか企業や病院の送迎バスなどと連携を図って、効率的なネットワークの構築を目指すものだと、これらが地域公共交通のリ・デザインに当たると認識しているところです。こうしたことを念頭に置いて、市においても計画を策定する上で他分野を所管する庁内各課との連携を図っていくために、各課の課長職で構成される検討会議を設置しておまして、こういったところで意見を交換しながら策定作業を進めていくところで、意見交換ができればなと考えております。また現在、計画の調査業務において

も、病院や企業の送迎バスとの連携の可能性を探っていくたり、またさらには小堀地区のスクールバスの混乗、この実績などを今後どのように市内の公共交通構築に生かしていくかなど、様々な検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。現実的には今すぐ取り組めることではないかと思えますけれども、やはりこういった推奨もされておりますし、見本として、これを一つずつ取り組んでいるような自治体の例がございます。時間の関係上、例を示すことはちょっとここでは今できませんけれども、ぜひお調べいただきまして取り組んでいただきたいと思えます。ありがとうございます。——社会福祉課は、もう呼べないですね。

〔「待機してます」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐野太一君） （続）あっ待機してますか、じゃあぜひちょっとお願いしたいと思うんですが。すみません。先ほどちょっと飛ばしてしまいました。申し訳ございませんでした。社会福祉課のほうでちょっと御答弁いただければと思うんですがけれども——残り時間で申し訳ございません。

〔チャイム音〕

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） すみません、では社会福祉課のほうから、先ほどの災害時の被災者の支援関係ということで御答弁させていただきます。オンライン化を推進すべき手続の中の被災者支援関係に、福祉部が所管する4つの支給申請の手続、まず1つ目が災害弔慰金の支給申請、2つ目が災害障害見舞金の支給申請、3つ目が災害援護資金の貸付申請、4つ目が被災者生活再建支援金の支給申請が挙げられておりますが、現在これらの手続についてのオンライン化はされていないという状況です。市民の方の利便性の向上や被災者支援業務の効率化のためには、オンライン化は必要であると認識はしておりますが、こういった形で構築すべきかというところを模索している状況であります。被災者支援に係る各種申請では、被害の程度が関係してまいります。現在、安全安心対策課では、罹災証明と被害認定調査で、茨城県の被災者生活再建システムを活用し事務を行っていることから、この茨城県の支援システムに、今申し上げた各種申請制度の申請なども実装されることが望ましいと考えております。今後、安全安心対策課及び県の防災担当課と、県のシステムの今後の方向性や利活用について協議をするとともに、また繰り返しになりますが、冒頭、総務部長から答弁がありましたとおり、市としてオンライン市役所のシステムの立ち上げに乗せて、整備できるものについては新規に進めていきたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） あと1分残っておりましたので、すみません。大変失礼いたしました、本当に飛ばしてしまいました。こうなると、最終的にはオンライン市役所のこの構築が非常に重要なこと。やはり……

[チャイム音]

○6番（佐野太一君） （続）国の施策や県の施策、これがやっぱりかみ合わないときには、市で行うということが非常に重要になってくる。これまでの今日の話聞きましても、大変オンライン市役所に責任がかなりのしかかっていると思いますので、ぜひとも、やはり——各担当課から話がしっかりと出まないと、情報推進のほうでも進められないということは聞いておりますので、ぜひその辺をしっかりと連携を取っていただいて、今日のことを進めていただきたいと思います。失礼いたしました。どうもありがとうございました。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問は全て終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4時46分散会